

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 2023年 8 月30日

【会社名】 株式会社キャスター

【英訳名】 Caster Co.Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 中川 祥太

【本店の所在の場所】 宮崎県西都市鹿野田11365番地 1

【電話番号】 050-5893-4549

【事務連絡者氏名】 執行役員 松吉 賢三

【最寄りの連絡場所】 宮崎県西都市鹿野田11365番地 1

【電話番号】 050-5893-4549

【事務連絡者氏名】 執行役員 松吉 賢三

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	193,375,000円
売出金額(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	34,125,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	350,000(注) 3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2023年 8 月30日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

3. 発行数については、2023年 9 月14日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4. 「第 1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項」の「1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2023年 8 月30日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2023年9月26日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2023年9月14日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	350,000	193,375,000	113,750,000
計(総発行株式)	350,000	193,375,000	113,750,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(650円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(650円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は227,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2023年9月27日(水) 至 2023年10月2日(月)	未定 (注) 4	2023年10月3日(火)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2023年9月14日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年9月26日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 2023年9月14日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2023年9月26日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 2023年8月30日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2023年9月26日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2023年10月4日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2023年9月19日から2023年9月25日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂二丁目5番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2023年10月3日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	-	350,000	-

(注) 1. 引受株式数は、2023年9月14日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2023年9月26日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
227,500,000	7,000,000	220,500,000

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(650円)を基礎として算出した見込額であります。2023年9月14日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額220,500千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限33,125千円については、運転資金として広告宣伝費及び販売促進費に充当する予定であります。当社は、インターネット広告等を通じて、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのリード(見込み顧客)を獲得し、また既存の顧客を維持していくことも必要であると考え、継続して広告宣伝等を行っていく方針であります。具体的には、2024年8月期に253,625千円(CASTER BIZ アシスタント:152,300千円、CASTER BIZ 経理:18,500千円、CASTER BIZ 労務:1,200千円、CASTER BIZ 採用:36,000千円、My Assistant:13,500千円、海外事業:32,125千円)を充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	52,500	34,125,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 52,500株
計(総売出株式)	-	52,500	34,125,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2023年10月4日から2023年11月1日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(650円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1	自 2023年 9月27日(水) 至 2023年 10月2日(月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会 社及びその委託 販売先金融商品 取引業者の本支 店及び営業所	-	-

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(2023年9月26日)において決定する予定であります。

3. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2023年10月4日(水))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、2023年10月4日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2023年8月30日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 52,500株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2023年11月7日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区赤坂二丁目5番1号 株式会社三井住友銀行 赤坂支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2023年11月1日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人である中川祥太、並びに当社の株主である、インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合、株式会社ブルーマンデー、WiL Fund , L.P.、大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合、STRIVE 投資事業有限責任組合、IF Growth Opportunity Fund I, L.P.、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合、合同会社Gunosy Capital、ディップ株式会社、UNICORNファンド投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合、本田浩之、杉田浩章、株式会社TEAM-H及び株式会社ベーターは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(2024年3月31日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社の新株予約権を保有する石倉秀明、森岡由布子、村田諒、岩谷翼、川村尚弘、藤村彩乃、越川慎司、佐藤治子、亀谷佳永、島野麻衣子、金井理菜、多比良菜々絵、高見明大、稲留侑希及び麻生可南子は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4．目論見書の電子交付

引受人及び大和証券株式会社は、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合（企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第7項）は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及び大和証券株式会社は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

当社は、コロナ禍におけるテレワークやWeb会議等の普及もありペーパーレス化が社会的に浸透しつつある中、環境への負荷の低減のため、目論見書の電子交付が時流に沿った取組みであると考えており、今回目論見書の完全電子化を実施いたします。なお、完全電子化に伴い削減したコストにつきましては、新規事業を含めた中長期的な事業拡大と企業価値向上のための投資に充てさせていただきます。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙および裏表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「 当社のミッション」～「 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

① 当社のミッション

リモートワークを当たり前にする

当社は「リモートワークを当たり前にする」というミッションのもと、リモートワーカーがより活躍できる環境を構築するべく、「あらゆる仕事のリモート化」の実現を目指しております。当社自身においても、創業以降フルリモートワークによる組織体制の構築を実践し、今日まで順調に規模拡大を続けております。現在は、「WaaS事業」と「その他事業」の2事業を展開しており、国内のみならず海外にも範囲を広げ、リモートワークを推進しております。

② 当社の沿革

多種多様な顧客企業のニーズに対応しながら様々なサービスの提供を続け、10以上の業務領域でサービス展開を行なっております。



※CASTER BIZ セールスマーケはbizhikeの後継サービスにあたります。

※CASTER BIZ contactは2023年4月をもってサービス提供を終了しております。

③ 経営環境

少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少している昨今、1億総活躍社会の実現を目的に2019年に開始された働き方改革以降、社会では多様な働き方が生まれております。2020年のコロナウィルスの蔓延を契機として、リモートワークが加速度的に社会に受容されておりますが、労働人口の減少による中小企業の人材不足は継続して発生しております。スキルや経験があるにもかかわらず、労働時間や居住地などを理由に活躍できる機会を制約されている人材もいることから、当社は、リソース不足を課題とする顧客企業とワーカーとの間に立ち、それぞれに「労働機会」「リソース」を提供することで、双方の課題解決に寄与していきたいと考えております。

従来のBPO企業においては、オフィスや支店を構えることによる地代家賃や維持費用、出社や支店間移動に伴う通勤移動費用、ワーカーが作業をしていないアイドルタイムの給与等が生じるため、これらの費用を回収可能な価格設定とする必要があり、販売ロットが大きくなる傾向がございました。その結果として、顧客企業の資金事情によっては導入ハードルが高く、利用しにくいという側面があったものの、当社は、これらの課題をリモートワークの利点を活かし、最大限の費用排除を可能といたしました。この結果、販売ロットの小ロット化を実現し、資金事情によりBPO利用が難しかった中小企業や個人事業主など、幅広い顧客企業が利用できるビジネスモデルを実現しております。



④ 事業の内容

➡ WaaS 事業

WaaS事業の「WaaS」とは、Workforce as a Serviceの略称です。

当社は、人的リソースの不足に悩む中小企業と、リモートワーカーを繋ぐプラットフォームの役割を果たしております。顧客企業の希望に応じて、適切なスキルをもつリソース（＝Workforce）を、独自システムを用いて効率的に自動マッチングし、必要な時間だけ提供する新形態のサービスを「Workforce as a Service」として定義しております。

さらに、顧客企業は、当社に対して業務依頼をするだけの手間のないオペレーションが大きな特徴です。



WaaS事業では、「CASTER BIZシリーズ」「My Assistant」を主に展開しております。

「CASTER BIZシリーズ」は、秘書、経理、人事、採用、カスタマーサポート、マーケティングなどバックオフィス業務代行を中心としたサービスです。顧客企業と当社が時間単位で契約し、顧客企業から当社が受注した仕事を、全国に所在する当社のリモートアシスタントが代行して、役務提供を行っております。創業時から提供しているCASTER BIZ アシスタントでは、6ヶ月契約と12ヶ月契約の2プランを用意しており、それぞれ月30時間の利用が可能です。6ヶ月契約プランにおける月額費用は約13万円となります。

顧客企業はフロントに対して仕事の依頼を行うだけでよく、工数の大きい作業員への指示や品質確認についても全てフロントに任せ、納品を待つだけの手間のないオペレーションが大きな特徴です。

フロントは顧客企業から依頼された仕事の工程を整理し、タスクとして細分化した上で、作業に適したキャストをアサインして一斉に振り分け、それぞれ完了した成果物を一式として検品し、顧客企業へ納品しております。

キャストのアサインにおいては、自社で開発したシステムを活用しており、キャストのスキル、過去の仕事の対応情報など、膨大なデータを蓄積し、独自のアルゴリズムを用いて、顧客企業からの仕事の依頼に適したキャストを自動検出するものです。顧客企業からの仕事の依頼は幅広いものの、フロントによる仕事の細分化、自社システムによる自動マッチングによって高効率なオペレーションを確立することで、時間・成果物のクオリティの担保を実現しております。

「My Assistant」は、既存サービスである「CASTER BIZ アシスタント」の最低契約時間である30時間/月を、20時間/月まで短くした小ロットサービスであり、主な依頼業務は、軽微なルーティン業務や文字起こし、情報調査等となります。「CASTER BIZ アシスタント」においては、顧客企業からの依頼をフロントが整理した上でキャストをアサインしておりますが、「My Assistant」では、仕事依頼の際に顧客から対応方法の指示を添えてもらい、その指示をキャストが直接確認及び対応して、そのまま納品を実施しております。顧客からの案件受付、担当キャストや案件の進捗管理をするためのシステム整備、品質維持・納品漏れの防止を目的とした専属チームを設置することで、他サービスに設置されているフロントの役割に替えております。顧客は所定のフォームで業務依頼をするだけでよく、以降は専属チームの管理のもと、独自システムを介して適したキャストの選定、契約時間の調整、契約管理が行われ、顧客からキャストへ直接の業務指示の発生はありません。独自システムの活用と専属チームのサポートにより、円滑な事業運営を実現し、工数を最大限排除していることがビジネスモデルの大きな特徴であり、販売価格の小ロット化に大きく寄与しております。さらに、既存サービスより最低契約時間を短くすることで月額4万円〜と、販売価格を安価に設定しているサービスです。

提供サービス

サービス名	内容
CASTER BIZ アシスタント	秘書・人事・経理・Webサイト運用など、日常雑務から専門分野まで幅広い業務をトータルにサポートするアシスタントサービス
CASTER BIZ 採用	採用経験者を中心とした採用のプロが、顧客の専任担当としてプランニング・スカウト・日程調整等あらゆる採用業務を一括代行するサービス
CASTER BIZ 経理	日商簿記2級以上の資格保持者や実務経験5年以上など経験豊富なプロが経理部門のオンライン化やクラウドツールの導入、日常の経理業務まで一気通貫でサポートするサービス
CASTER BIZ 労務	入社から退職、給与計算、勤怠管理に至るまで一気通貫した業務に対し、実務経験5年以上の経験豊富なアシスタントがサポート。また、クラウドツール導入サポートも提供
CASTER BIZ セールスマン	セールスからマーケティングを一気通貫で対応し、リード獲得、ナーチャリング、インサイドセールスなど、顧客企業の体制、課題に合わせた有効な施策を立案、実行するサービス
My Assistant	すべてのビジネスマン向けの、ルーティン業務をメインとしたオンライン業務発注サービス

➡ その他事業

その他事業では、「在宅派遣」「Reworker」を展開しているほか、事業開発機能が属しております。「在宅派遣」「Reworker」においては、ワーカーの直接のマネジメントを希望する顧客企業に向けて、各地に所在するリモートワーカーを派遣・紹介し、時間的・地理的制約を取り払った人材の広い選択肢を提供していることが特徴です。リモートワークを希望する求職者に対しても、リモート勤務可能な求人に限定をして提案することで、求職者のライフスタイルにあった多様な働き方の実現に貢献しております。

また、事業開発機能においては、あらゆる仕事のリモート化の実現を目的とし、新規事業の企画立案・実行のほか、M&Aの調査・実行による売上の拡大及び対応可能な業種・職種の多角化を推進しております。

提供サービス

サービス及び機能名	内容
 在宅派遣	求職者へ在宅勤務を前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつスタッフを全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣サービス。全国各地の豊富な人材の中から、企業のニーズに合ったスキル・経験を持った人員を派遣することが可能
 Reworker	リモート・在宅OK、時短で週3、副業・複業OKなど、職種を問わず新しい働き方ができる求人のみを掲載する求人サイト。子育てと仕事の両立や海外・田舎での生活、求職者にあったライフスタイルの実現が可能
事業開発機能	あらゆる仕事のリモート化の実現を目的とし、新規事業の企画立案・実行のほか、M&Aの調査・実行による売上の拡大及び対応可能な業種・職種の多角化を推進。具体的な事例では、2022年9月より国内サービスの海外展開を新規事業として実施

⑤ フルリモートワークによる差別化

当社の主力事業である「WaaS」の最大の差別化要因はフルリモートワークを駆使することによるものです。従前のBPO企業との差別化要因は主に以下の4点であります。

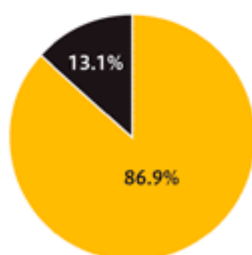
A フルリモートワークは就業者にとって魅力があり、高い採用力を維持できる

従前からITエンジニアなど一部の限られた職種においてリモートワークが活用されておりましたが、2020年コロナウイルスの蔓延を契機に多くの会社・職種でリモートワークの導入・活用が進みました。コロナウイルスの蔓延が一定の落ち着きを見せてくると、一部の企業ではリモートワークから出社に戻す動きが見られ、緊急事態宣言後のテレワークの見直しにかかるアンケート調査[※]で、「テレワークの頻度を下げる・実施しない」と回答した割合は、回答者の半数を超える57.2%に上りました。一方で、今後もテレワークをしたいという回答は、回答者の86.9%に上り、出社に戻したいという風潮とリモートワークを継続したいという風潮に大きなギャップが生まれているものと思われます。2021年9月～2022年8月における正社員・契約社員・派遣社員の求人応募数の月平均は約2,000名となっており、約400名の従業員（臨時従業員を含む）が入社しております。コロナウイルス蔓延期間中から収束の兆しを見せ始めた同期間において、当社のリモートワーク求人への応募は好調に推移しており、高い採用力を維持しているといえます。

※アデコ株式会社による「新型コロナウイルス感染症の拡大との関連を中心としたテレワークに関する調査」(2020年7月発表)より引用。

リモートワークを継続したい

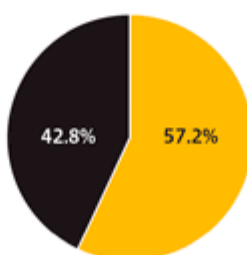
(今後もテレワークをしたいと思うか)



■はい ■いいえ

出社に戻したい

(緊急事態宣言後のテレワーク見直し)



■頻度を下げる/実施しない ■その他

応募者数・入社者数

(2021年9月～2022年8月
1ヶ月あたりの平均値)



※正社員・契約社員・派遣社員の合計値

B フルリモート環境においては適した専門性を持つメンバーをすぐに見つけ登用できる

新規事業やプロジェクトの立ち上げの際は、必要な人員を固定で求人・採用する必要があり、且つ案件の開始までに一定の時間が必要となります。当社においては、フルリモートにより、時間的・地理的な制約を最小限にすることで、多くのリモートワーカーが当社事業に参画しております。当社に登録のあるリモートワーカーの中から専門性の高いスキルを有する登録者を、案件ごとにスピーディーかつ柔軟に活用することが可能です。その結果、新たな取り組みの際、適した専門性を持つメンバーを早期に調査・アサインするなど、チームの組成がしやすく、スピード感をもった事業の推進を可能にしております。

キャストに関与するスキルフルなメンバー

IT・会計・経営・事業企画等

新規事業やプロジェクトのチーム組成必要な専門性に
合わせてリソースを
メンバーから投入**C 800名超の大規模なフルリモート組織を実現するインフラ・運用を独自に構築**

当社は2014年の創業から今日まで、フルリモートによる企業経営を自ら実践し、事業においても、各種サービスをフルリモートで顧客企業に提供しております。それらを実現するため、独自のインフラと運用方法を構築してまいりました。

具体的には、独自サービスである採用メディアを運営し、リモートワーカーの集客を実施しております。その他、ワーカー管理、セキュリティ管理フロー、業務マッチングプラットフォーム、各種のディレクションシステムにおいて独自のシステム・運用を確立し、これらを最大限に活用することにより、約800名の従業員（臨時従業員を含む）を有する大規模なフルリモートワークの事業運営を実現しております。

キャスト（雇用・契約）**採用メディア運営**

独自サービス

セキュリティ管理フロー

独自運用

ディレクションシステム

独自システム

独自システム

ワーカー管理システム



独自システム

業務マッチングプラットフォーム

**クライアントにサービス提供****D フルリモートワークを駆使することで、タスク単位かつ定価でリソース提供可能**

従来のBPOでは、顧客企業がBPO事業者に見積依頼を行い、営業が案件別に個別提案を実施する流れでサービス提供がなされておりました。案件ごとに、対応する人員を固定で確保していく仕組みになっており、開始までの要件定義負担が大きく、定価も定まっていないことから、中小企業がBPOを利用しづらい実態がございました。

それらの実態を受け、当社では、リモートワークを活用し必要な人材を時間単位で柔軟に組み合わせることにより、月額定価でのサービス提供を可能にしております。タスク単位で必要な人材を都度アサインできることから、開始までの要件定義の負担を下げ、中小企業からの受注を拡大しております。

BPOとの比較開始までの要件定義負担が大きく、金額も大きくなりがち
→ 中小企業が利用しにくい**キャスト**開始までの要件定義が不要で 約13万円/月[※]～
→ 中小企業が利用しやすい

※ CASTER BIZ アシスタント（6ヶ月契約）の場合

⑥ 成長戦略

当社は創業から今日に至るまで、既存事業からの独立、新しいサービスの立案や海外展開をはじめとした新規事業の開発、M&Aを実施し、リモートワークによる各種サービスを展開してまいりました。「リモートワークを当たり前にする」というミッションの実現においては、セグメント拡大の実行による、事業・サービスの多角化が重要であると認識しております。セグメント拡大とは、ミッションの実現のため、あらゆる仕事のリモート化を目的に、事業やサービスを多角化する施策であります。セグメント拡大を目的とした最適化された組織体制を構築し競争優位性を高めていきます。

既存事業と、セグメントの拡大の2軸で成長加速



2: セグメント拡大

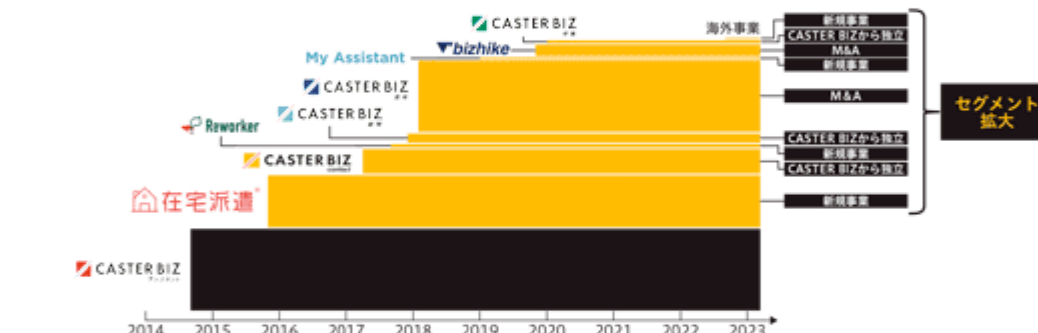
- ・あらゆる業種・職種のリモートワークの検討
- ・単純業務のみならず、企画業務やエンジニアリング領域などへの進出を検討
- ・ドイツ、UAEを足掛かりとした既存サービスの海外展開による規模の拡大

1: 既存事業の拡張

- ・継続的な広告投下及び営業体制確立による受注力向上
- ・タスクの型化やキャストのアサインプロセスの自動化などのオペレーション改善による生産性向上

➡ セグメント拡大

現時点においては、「市場規模・成長性」「労働集約率の高さ」「リモートワーク化の容易さ」の3点を新たな投資領域を決定する検討軸とみなしております。これらの方針と過去のM&Aや新規事業開発の実績を踏まえ、セグメント拡大を積極的に行なってまいります。



※2023年4月をもってbizhikeはサービス提供を終了し、後継サービスとしてCASTER BIZ セールスマークの提供を開始しております。

➡ 既存事業の拡張

売上成長を最大化するための事業運営KPI（稼働社数、解約率、ARPU、MRR）及びセールスマーケティングKPI（CAC、LTV、広告費、LTV/CAC）の拡大・改善を従前から進めております。各事業部において解約率の低減、ARPUの向上及びLTVの最大化を実現する施策を講じるほか、セールスマーケティングチームにおけるCACコントロールを一層緻密に実施してまいります。

稼働社数 ※1,2			解約率 ※1,3			顧客獲得コスト(CAC) ※1,4			LTV ※1,7		
2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q	2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q	2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q	2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q
826社	▶1,046社	▶1,192社	4.7%	▶3.8%	▶3.9%	63万円	▶48万円	▶39万円	213万円	▶286万円	▶294万円
ARPU ※4			MRR ※1,2,5			獲得コスト(CAC)の回収期間 ※1,8			LTV/CAC ※1,9		
2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q	2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q	2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q	2021/8期	2022/8期	2023/8期 3Q
248千円	▶292千円	▶300千円	2.1億円	▶3.0億円	▶3.4億円	6.4ヶ月	▶4.4ヶ月	▶3.4ヶ月	338%	▶588%	▶755%

※ 1. 各数値は契約が3ヶ月以内に終了する顧客及びReworkerのみ利用している顧客を除いた数値（継続案件）であります。
 2. 2021年8月期及び2022年8月期においては、各期8月末時点の数値であります。
 3. 解約率は、当期解約社数を各月の月初時点稼働社数の和と当期開始社数の和で除した数値であります。
 4. ARPUは、Reworkerのみ利用している顧客を除いた年間売上を、前期末時点稼働社数に期中の開始社数の二分之一（月途中開始案件を鑑み概算値として算出）を加え解約社数を減じた数で除した数値であります。
 5. MRRは、継続案件の月額売上であります。
 6. CACは、広告費及び販促費と顧客獲得に要した営業人員の人員費の和を、当期の受注数で除した数値であります。
 7. LTVは、ARPUを粗利率で乗じた数値を、解約率で除したものであります。
 8. 獲得コスト(CAC)の回収期間は、CACを、ARPUと売上総利益率を乗じた数値で、除したものであります。
 9. LTV/CACは、LTVをCACで除した数値であります。

⑦ 業績等の推移

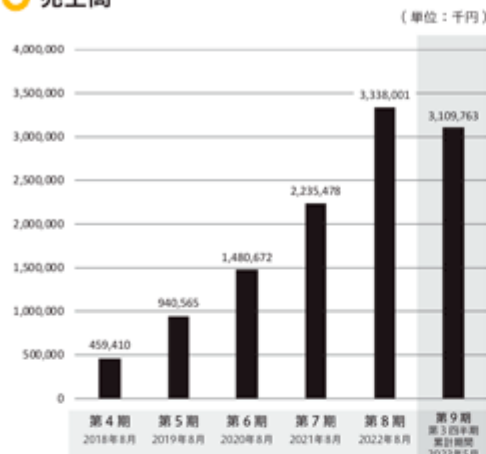
主要な経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月		2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年5月
売上高	(千円)	459,410	940,565	1,480,672	2,235,478	3,338,001	3,109,763
経常損失(△)	(千円)	△365,424	△442,822	△196,575	△354,404	△161,784	△14,876
当期(四半期)純損失(△)	(千円)	△365,250	△516,259	△262,575	△336,677	△145,053	△29,096
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	49,900	179,783	49,900	277,182	49,900	49,900
発行済株式総数							
普通株式		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	7,789,800
A 1種優先株式		9,990	9,990	9,990	9,990	9,990	—
A 2種優先株式	(株)	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333	—
B種優先株式		4,857	4,857	4,857	4,857	4,857	—
C種優先株式		—	1,339	5,358	5,358	5,358	—
D種優先株式		—	—	—	1,599	4,411	—
純資産額	(千円)	△22,809	△279,252	237,857	356,058	1,010,402	980,942
総資産額	(千円)	265,074	247,711	1,113,642	1,346,835	2,089,456	1,764,381
1株当たり純資産額	(円)	△19,431.95	△35,495.38	△38,967.49	△1,163.99	△1,173.06	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期(四半期)純損失(△)	(円)	△13,052.13	△17,412.36	△8,086.22	△243.66	△95.48	△18.67
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△8.6	△112.8	21.4	26.4	48.3	55.6
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—	—
株債収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△245,805	△128,099	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△23,785	△275	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	494,927	730,506	—
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	—	—	—	1,160,911	1,762,314	—
従業員数	(人)	35 (98)	107 (238)	170 (235)	218 (282)	286 (443)	—

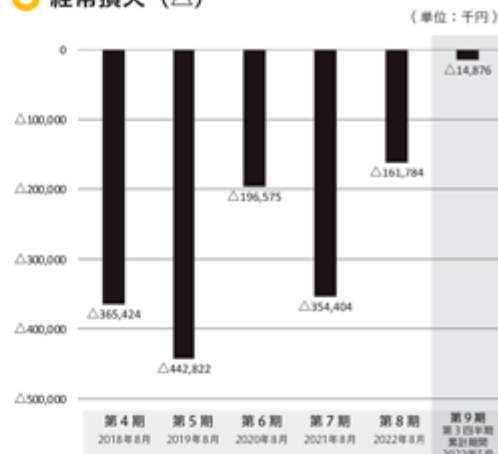
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号「2020年3月31日」)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、第4期から第8期及び第9期第3四半期は、1株当たり当期(四半期)純損失であるため記載しておりません。
7. 第4期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 株債収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
9. 第4期、第5期及び第6期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
10. 従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は()内に期中平均人数を外数で記載しております。
11. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。なお、第9期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人より四半期レビューを受けております。
12. 当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA 1種優先株式9,990株、A 2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA 1種優先株式、A 2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。それに伴い、2023年3月6日開催の臨時株主総会において、A 1種優先株式、A 2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る定数の定めを廃止しております。
13. 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第7期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純損失(△)を算定しております。
14. 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに開けると、以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月		2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年5月
1株当たり純資産額	(円)	△485.79	△887.38	△974.18	△1,163.99	△1,173.06	—
1株当たり当期(四半期)純損失(△)	(円)	△326.29	△435.30	△202.15	△243.66	△95.48	△18.67
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

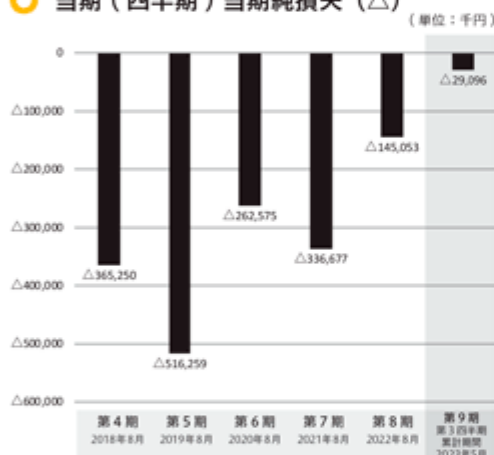
売上高



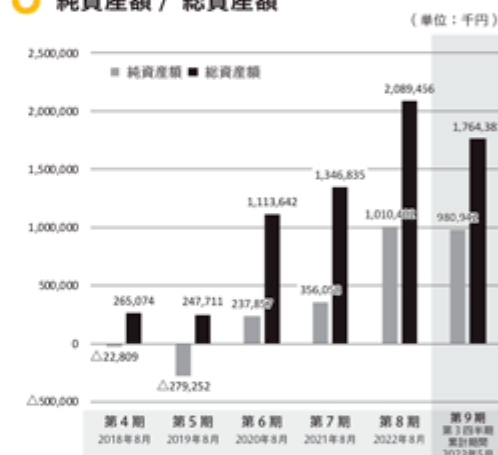
経常損失 (△)



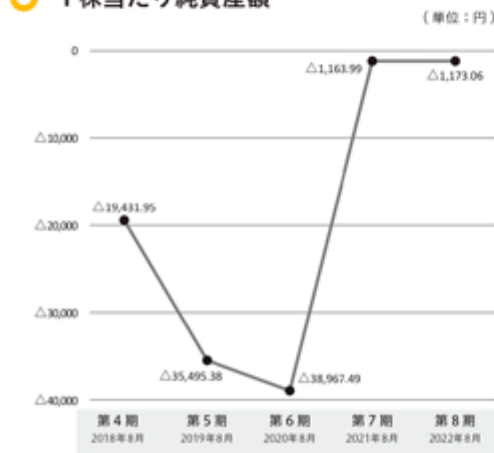
当期(四半期)当期純損失 (△)



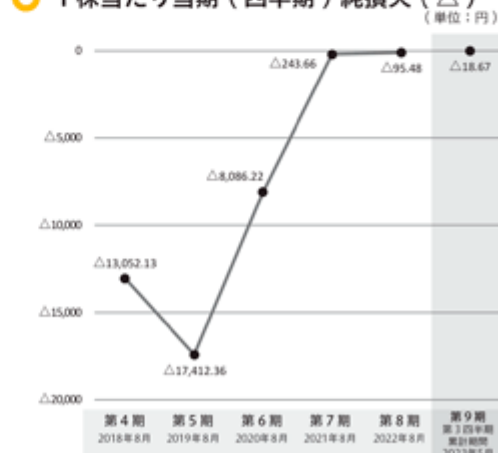
純資産額 / 総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期(四半期)純損失 (△)



※当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式分割を行っております。上記、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり(四半期)純損失」の各グラフでは、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
決算年月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月
売上高 (千円)	459,410	940,565	1,480,672	2,235,478	3,338,001
経常損失() (千円)	365,424	442,822	196,575	354,404	161,784
当期純損失() (千円)	365,250	516,259	262,575	336,677	145,053
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	49,900	179,783	49,900	277,182	49,900
発行済株式総数					
普通株式	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
A 1 種優先株式	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990
A 2 種優先株式 (株)	4,333	4,333	4,333	4,333	4,333
B 種優先株式	4,857	4,857	4,857	4,857	4,857
C 種優先株式	-	1,339	5,358	5,358	5,358
D 種優先株式	-	-	-	1,599	4,411
純資産額 (千円)	22,809	279,252	237,857	356,058	1,010,402
総資産額 (千円)	265,074	247,711	1,113,642	1,346,835	2,089,456
1 株当たり純資産額 (円)	19,431.95	35,495.38	38,967.49	1,163.99	1,173.06
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 株当たり 当期純損失() (円)	13,052.13	17,412.36	8,086.22	243.66	95.48
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	8.6	112.8	21.4	26.4	48.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	245,805	128,099
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	23,785	275
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	494,927	730,506
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	1,160,911	1,762,314
従業員数 (人)	35 (98)	107 (238)	170 (235)	218 (282)	286 (443)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおりに、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、第4期から第8期は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第4期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
9. 第4期、第5期及び第6期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
10. 従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は()内に期中平均人数を外数で記載しております。
11. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。
12. 当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。それに伴い、2023年3月6日開催の臨時株主総会において、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。
13. 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第7期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失()を算定しております。
14. 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月	2022年8月
1株当たり純資産額 (円)	485.79	887.38	974.18	1,163.99	1,173.06
1株当たり当期純損失() (円)	326.29	435.30	202.15	243.66	95.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

2 【沿革】

2014年9月	日本市場におけるリモートワーカーの発展途上な環境にもどかしさを感じ、適正な環境を構築することを目的に東京都渋谷区渋谷に株式会社キャストを設立
	秘書・人事・経理など、多様な仕事をリモートアシスタント（注1）がトータルにサポートする「CASTER BIZ」サービス(CASTER BIZ アシスタント)提供開始
2015年11月	在宅勤務を前提として求職者と企業をマッチングしてリモート派遣を行う「在宅派遣」サービス提供開始
2017年4月	インサイドセールス、カスタマーサクセス、営業事務などカスタマーエクスペリエンスの向上を支援する「CASTER BIZ contact」（注2）サービス提供開始
2017年9月	リモート求人限定して職業紹介を行う求人サイト「Reworker」サービス提供開始
2017年12月	経理部門のオンライン化や日常の経理業務まで幅広く支援する「CASTER BIZ 経理」サービス提供開始
2018年1月	採用代行が主たる事業である株式会社働き方ファームの株式を取得し、子会社化
2018年2月	採用活動のプランニング、スカウト、日程調整等、あらゆる採用業務を一括代行する「CASTER BIZ 採用」サービス提供開始
2019年1月	月4万円から使用できるルーティン業務をメインとしてオンライン依頼ができる「My Assistant」サービス提供開始
2019年7月	株式会社働き方ファームの全事業を譲受(同子会社は後に解散)
2019年9月	本社を宮崎県西都市に移転
2019年10月	ISMS認証取得
2019年11月	顧客企業のマーケティングを設計から実行まで一気通貫で支援する「bizhike」(現CASTER BIZ セールスマーク)サービス提供開始
2020年1月	入社、退職、給与計算、勤怠管理など日常の労務業務を一気通貫で対応する「CASTER BIZ 労務」サービス提供開始
2020年3月	プライバシーマーク取得
2020年8月	既存のコンサルティング事業の強化を目的に株式会社wibからコンサルティング事業を譲受
2021年8月	「CASTER BIZ 経理」のオフライン拠点として山口県岩国市に支店を開設
2022年9月	「CASTER BIZ アシスタント」海外展開の開始。ベルリン支店の開設
2022年12月	ドバイ支店の開設
2023年4月	「bizhike」の後継サービスとして、セールス、マーケティング、インサイドセールスなどのカスタマー対応を一気通貫で支援する「CASTER BIZ セールスマーク」サービス提供開始

(注) 1. リモートアシスタントとは、当社が雇用・契約し、顧客企業に対して各種のサービス提供するリモートワーカーを指すものであります。

2. 「CASTER BIZ contact」は2023年4月をもってサービス提供を終了しております。

3 【事業の内容】

(1) 創業の経緯

当社は「リモートワークを当たり前にする」というミッションのもと、リモートワーカーがより活躍できる環境を構築するべく、「あらゆる仕事のリモート化」の実現を目指しております。その実現の第一歩として、2014年の創業より、当社が人材不足な企業から仕事を受け、その仕事を各地に所在するリモートワーカーが代行して実施する「CASTER BIZ」サービスを主に運営し、リモートワーク浸透の土台を形成して参りました。当社自身においても、創業以降フルリモートワークによる組織体制の構築を実践し、今日まで順調に規模拡大を続けております。現在は、「WaaS事業」と「その他事業」の2事業を展開しており、国内のみならず海外にも範囲を広げ、リモートワークを推進しております。

前述の2事業は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であり、それぞれの事業の内容及びその特徴は以下のとおりであります。

(2) 事業の概要

WaaS事業

WaaS事業の「WaaS」とは、Workforce as a Serviceの略称であります。当社は自らフルリモートワークによる企業経営を実践し、リモートワーク及びリモートワーカーを駆使した事業を企画・開発してまいりました。社内におけるリモートワークによるノウハウの蓄積とリモートワークとリモートワーカーの活用により、固定的な人員の配置をせずとも、各地に所在するリモートワーカーがその場にいるかのような御用聞きのサービス提供を実現するに至りました。現在では、当社は、人的リソースの不足に悩む中小企業と、リモートワーカーを繋ぐプラットフォームの役割を果たしております。顧客企業の希望に応じて、適切なスキルをもつリソース(= Workforce)を、独自システムを用いて効率的に自動マッチングし、必要な時間だけ提供する新形態のサービスを「Workforce as a Service」として定義しております。具体的には、オフィスワークのリソースを月額約13万円～の小ロットな月額設定で顧客企業にサービス提供を行っており、従来の大規模なBPOやクラウドソーシング、人材紹介や派遣とは異なり、IT関係の受託開発やシステム保守などを行う企業の事業のような小ロットで継続的な事業を展開しております。

例えば、従来のBPO企業においては、案件別に要件定義を行い、固定の人員を確保して人数単位の見積もりが実施されることが慣例でありました。派遣や人材紹介においてもBPOと同様、人数単位で人員を確保することから、数時間単位などのタスクへの対応が難しく、大企業の利用が中心となっている実情がございました。クラウドソーシングにおいては、タスク単位で依頼が可能であるものの、顧客企業が要件定義から、作業者の確保、ディレクション、成果物の品質管理等、全般を管理する必要があり、顧客企業の負担が重く、リソースが不足している中小企業にとっては、引き続き利用しづらい状況でありました。

このような従来型のサービスが未だに多く提供されている中、当社においては、人数単位ではなく時間単位でのサービス提供が可能で、当社のリモートアシスタントが依頼に応じて稼働し、分単位から年単位で様々なタスクに対応したサービスを提供しております。「リモートアシスタント」とは、当社従業員で構成するフロント(ディレクター)と、従業員及び業務委託者で構成するキャスト(作業員)を指し、フロントは顧客企業からの仕事依頼を確認し、実際に作業を行うキャストのアサイン及び作業完了後の成果物の確認・納品を行っております。固定の人員に限った対応ではなく当社に参画する「リモートワーカー」のリソースの中から必要かつ有用なスキル・工数分だけ柔軟に利用が可能であること、顧客企業は依頼ごとの個別のマネジメントや契約管理が不要であることが、WaaS事業の主な特徴です。従来型のサービスは、中小企業にとって利用しづらく、顧客企業の負担が重い状況があったものの、リモートワークを駆使したWaaS事業という新たなビジネスモデルの構築により、従来型のサービスの利用が進んでいなかった中小企業を中心に、顧客開拓を進めております。

WaaS事業では、「CASTER BIZシリーズ」「My Assistant」を主に展開しております。

「CASTER BIZシリーズ」は、秘書、経理、人事、採用、カスタマーサポート、マーケティングなどバックオフィス業務代行を中心としたサービスです。顧客企業と当社が時間単位で契約し、顧客企業から当社が受注した仕事を、全国に所在する当社のリモートアシスタントが代行して、役務提供を行っております。創業時から提供している「CASTER BIZ アシスタント」では、6ヶ月契約と12ヶ月契約の2プランを用意しており、それぞれ月30時間の利用が可能です。6ヶ月契約プランにおける月額費用は約13万円となります。

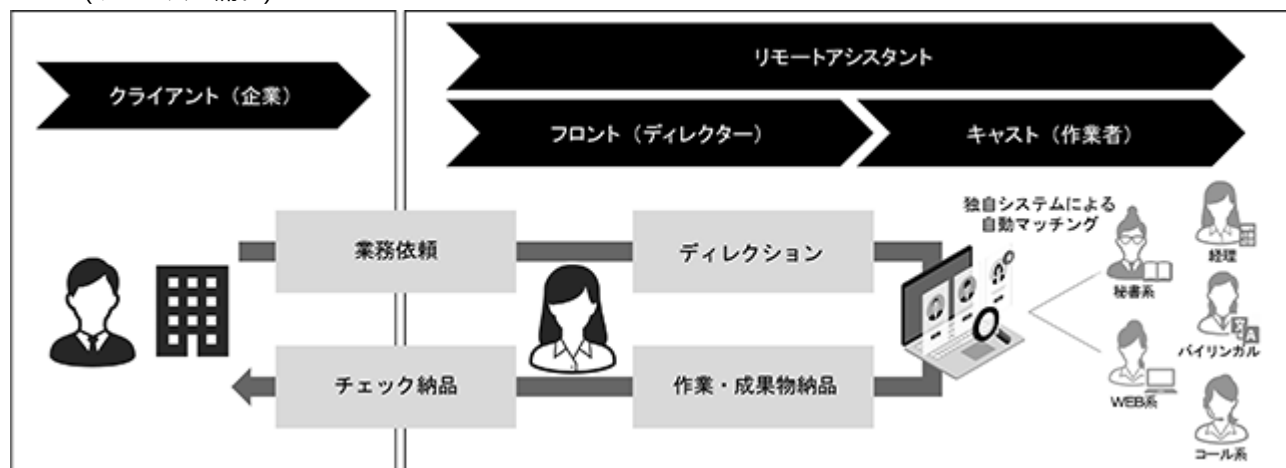
顧客企業はフロントに対して仕事の依頼を行うだけでよく、工数の大きい作業員への指示や品質確認についても全てフロントに任せ、納品を待つだけの手間のないオペレーションが大きな特徴です。

フロントは顧客企業から依頼された仕事の工程を整理し、タスクとして細分化した上で、作業に適したキャス

トをアサインして一斉に振り分け、それぞれ完了した成果物を一式として検品し、顧客企業へ納品しております。

キャストのアサインにおいては、自社で開発したシステムを活用しており、キャストのスキル、過去の仕事の対応情報など、膨大なデータを蓄積し、独自のアルゴリズムを用いて、顧客企業からの仕事の依頼に適したキャストを自動検出するものです。顧客企業からの仕事の依頼は幅広いものの、フロントによる仕事の細分化、自社システムによる自動マッチングによって高効率なオペレーションを確立することで、時間・成果物のクオリティの担保を実現しております。

(サービスの流れ)



「My Assistant」は、既存サービスである「CASTER BIZ アシスタント」の最低契約時間である30時間/月を、20時間/月まで短くした小ロットサービスであり、主な依頼業務は、軽微なルーティン業務や文字起こし、情報調査等となります。「CASTER BIZ アシスタント」においては、顧客企業からの依頼をフロントが整理した上でキャストをアサインしておりますが、「My Assistant」では、仕事依頼の際に顧客から対応方法の指示を添えてもらい、その指示をキャストが直接確認及び対応して、そのまま納品を実施しております。

顧客からの案件受付、担当キャストや案件の進捗管理をするためのシステム整備、品質維持・納品漏れの防止を目的とした専属チームを設置することで、他サービスに設置されているフロントの役割に替えております。顧客は所定のフォームで業務依頼をするだけでよく、以降は専属チームの管理のもと、独自システムを介して適したキャストの選定、契約時間の調整、契約管理が行われ、顧客からキャストへ直接の業務指示の発生はありません。独自システムの活用と専属チームのサポートにより、円滑な事業運営を実現し、工数を最大限排除していることがビジネスモデルの大きな特徴であり、販売価格の小ロット化に大きく寄与しております。さらに、既存サービスより最低契約時間を短くすることで月額4万円～と、販売価格を安価に設定しているサービスです。

「CASTER BIZ アシスタント」においては、月額10万円以上の価格設定で、個人での利用検討が難しい実情がありますが、「My Assistant」においては、販売価格を月額4万円と提供価格を最大限小さくすることで、企業のみならずビジネスマンなどの個人としても契約検討しやすい価格帯を実現しております。軽微な作業やルーティン業務、情報調査などを安価に依頼できることにより、個人との契約も増加しております。

WaaS事業において展開しているサービスは以下のとおりであります。

名称	内容
CASTER BIZ アシスタント (CASTER BIZ シリーズ)	秘書・人事・経理・Webサイト運用など、日常雑務から専門分野まで幅広い業務をトータルにサポートするアシスタントサービスであります。
CASTER BIZ 採用 (CASTER BIZ シリーズ)	スタートアップにおける採用経験者を中心とした採用のプロが、顧客の専任担当としてプランニングからスカウト・日程調整まであらゆる採用業務を一括代行しております。
CASTER BIZ 経理 (CASTER BIZ シリーズ)	日商簿記2級以上の資格保持者や実務経験5年以上など経験豊富なプロが経理部門のオンライン化やクラウドツール導入をサポートしております。
CASTER BIZ 労務 (CASTER BIZ シリーズ)	入社から退職、給与計算、勤怠管理に至るまで一気通貫した業務に対し、実務経験5年以上の経験豊富なアシスタントがサポートしております。 また、クラウドツール導入のサポートも提供しております。
CASTER BIZ セールスマーケ (CASTER BIZ シリーズ)	セールスからマーケティングを一気通貫で対応し、リード獲得、ナーチャリング、インサイドセールスなど、顧客企業の体制、課題に合わせた有効な施策を立案、実行するサービスであります。
My Assistant	すべてのビジネスマン向けの、ルーティン業務をメインとしたオンライン業務発注サービスであります。

その他事業

その他事業では、「在宅派遣」「Reworker」を展開しているほか、事業開発機能が属しております。

「在宅派遣」「Reworker」においては、ワーカーの直接のマネジメントを希望する顧客企業に向けて、各地に所在するリモートワーカーを派遣・紹介し、時間的・地理的制約を取り払った人材の広い選択肢を提供していることが特徴です。リモートワークを希望する求職者に対しても、リモート勤務可能な求人に限定をして提案することで、求職者のライフスタイルにあった多様な働き方の実現に貢献しております。

また、事業開発機能においては、あらゆる仕事のリモート化の実現を目的とし、新規事業の企画立案・実行のほか、M&Aの調査・実行による売上の拡大及び対応可能な業種・職種の多角化を推進しております。

「在宅派遣」は、顧客企業の人材ニーズと、リモートワーカーの就業ニーズをマッチングさせ、人材派遣や有料職業紹介という形でサービス提供しております。

「Reworker」は、顧客企業が直接リモートワーカーの求人掲載を行うことが可能な、リモートワーク特化の求人メディアとしてサービス提供しております。

事業開発機能においては、事業領域の拡大に関する調査を実施し、その結果として、主力サービスである「CASTER BIZ」の海外版の提供を開始しております。現在欧州では、コロナ禍による移民の帰国が相次ぎ、労働人口減少が課題となっております。さらに、ドイツ連邦共和国においては、労働者の権利保護の観点や、派遣法の整備状況など、社会環境と働き手の市場環境が日本と近いことがわかり、最初の海外進出国としてドイツ連邦共和国を選定する運びとなりました。

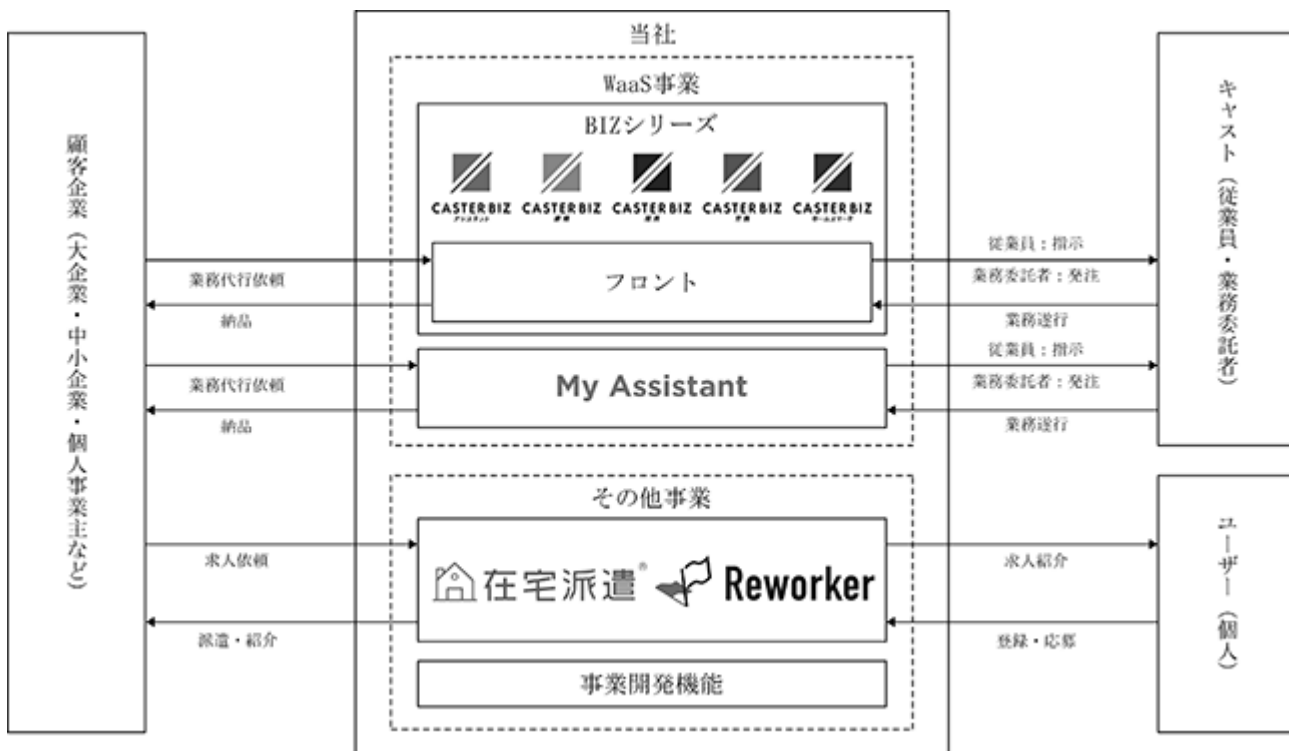
2022年9月から提供を開始したドイツ連邦共和国を皮切りに、2022年12月よりアラブ首長国連邦ドバイ首長国においてもサービス提供がスタートしております。このような国内サービスの海外展開に関する新規事業の事例をはじめとして、その他既存事業の拡大や、既存とは異なる業界・業種への進出の検討を行っております。

その他事業のサービス及び機能は以下のとおりであります。

名称	内容
在宅派遣	求職者へ在宅勤務を前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつスタッフを全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣サービスであります。場所に制約のないリモートワークをベースとしているため、全国各地の豊富な人材の中から、企業のニーズに合ったスキル・経験を持った人員を派遣することが可能です。
Reworker	リモート・在宅OK、時短で週3、副業・複業OKなど、職種を問わず新しい働き方ができる求人のみを掲載する求人サイトであります。子育てと仕事の両立や海外・田舎での生活、求職者にあったライフスタイルの実現が可能です。
事業開発機能	あらゆる仕事のリモート化の実現を目的とし、新規事業の企画立案・実行のほか、M&Aの調査・実行による売上の拡大及び対応可能な業種・職種の多角化を推進しております。具体的な事例では、2022年9月より国内サービスの海外展開を新規事業として実施しております。

[事業系統図]

以上に述べた当社の事業を、事業系統図によって示すと以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
353(488)	37.5	3.5	3,971

セグメントの名称	従業員数(人)
WaaS事業	299(270)
その他事業	23(217)
報告セグメント計	322(487)
全社(共通)	31(1)
合計	353(488)

- (注) 1. 従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は()内に期中平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社は、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「リモートワークを当たり前にする」というミッションのもと、リモートワーカーがより活躍できる環境を構築するべく、あらゆる仕事のリモート化の実現を目指しております。

当社は自らリモートワークを実践しており、取締役会、監査役会、監査役監査、内部監査等を含む全ての会議体や業務をリモートワーク環境下で実施しております。

事業においては、日本・海外の各所に所在するリモートワーカーによって、マーケティング・商談・契約・役務提供の全てをオンラインで提供しており、「リモートワークを当たり前にする」というミッションを自ら体現することで、顧客企業に新しい働き方とそれによる付加価値を提案しております。

従業員の研修活動としては、セキュリティブックの配布、eラーニングや理解度テストを定期的実施しております。また全社周知が必要な重要事項等については社内ポータル上で適時に情報配信を行い、啓蒙活動を率先して行っております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社のミッションに基づいた持続的な成長と企業価値向上を示す指標として、売上高、事業セグメント別売上高、売上総利益、売上総利益率、販管費、販管費比率、営業利益、営業利益率を経営上重要な指標として位置付けております。

また、売上高の拡大には、顧客企業稼働社数、解約率・継続期間、ARPU、MRR、広告費、CAC、LTV、獲得コスト(CAC)の回収期間、LTV/CAC(ユニットエコノミクス)の拡大・改善が必要であると考えております。

以下では、当社の全社及び事業セグメント別の売上高、売上総利益、販管費、営業利益及び各KPIの推移を掲載しており、収益性を維持、向上しつつ、成長性が拡大していることを示していると当社では考えております。

財務指標の推移

(単位：千円)

	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期 第3四半期
売上高	459,410	940,565	1,480,672	2,235,478	3,338,001	3,109,763
WaaS事業	-	-	-	1,783,627	2,653,315	2,480,727
その他事業	-	-	-	451,851	684,685	629,035
売上総利益 (売上総利益率)	110,167 (24.0%)	302,969 (32.2%)	572,233 (38.6%)	922,669 (41.3%)	1,281,953 (38.4%)	1,195,847 (38.5%)
販管費 (販管費比率)	478,857 (104.2%)	790,240 (84.0%)	812,827 (54.9%)	1,284,802 (57.5%)	1,444,715 (43.3%)	1,215,572 (39.1%)
営業利益 (営業利益率)	368,690 (80.3%)	487,271 (51.8%)	240,594 (16.2%)	362,132 (16.2%)	162,762 (4.9%)	19,725 (0.6)

(注) 2018年8月期～2020年8月期において、事業セグメント別の売上高については集計していないため記載しておりません。

KPIの推移

	2021年 8 月期	2022年 8 月期	2023年 8 月期 第 3 四半期
顧客企業稼働社数 (注) 1、2	826社	1,046社	1,192社
解約率 (注) 1、3	4.7%	3.8%	3.9%
ARPU (注) 4	248千円	292千円	300千円
MRR (注) 1、2、5	2.1億円	3.0億円	3.4億円
広告費及び販促費 (注) 1、6	322百万円	271百万円	193百万円
CAC (注) 1、7	63万円	48万円	39万円
LTV (注) 1、8	213万円	286万円	294万円
獲得コスト(CAC)の回収期間 (注) 1、9	6.4ヶ月	4.4ヶ月	3.4ヶ月
LTV /CAC (注) 1、10	338%	588%	755%

(注) 1. 各数値は契約が3ヶ月以内に終了する顧客及びReworkerのみ利用している顧客を除いた数値(継続案件)であります。

2. 各期8月末時点の数値であります。

3. 解約率は、当期解約社数を各月の月初時点稼働社数の和と当期開始社数の和で除した数値であります。

4. ARPUは、Reworkerのみ利用している顧客を除いた年間売上を、前期末時点稼働社数に期中の開始社数の二分之一(月途中開始案件を鑑み概算値として算出)を加え解約社数を減じた数で除した数値であります。

5. MRRは、継続案件の月額売上であります。

6. 広告費及び販促費は、会計上の広告宣伝費と販売促進費の和であります。

7. CACは、広告費及び販促費と顧客獲得に要した営業人員の人件費の和を、当期の受注数で除した数値であります。

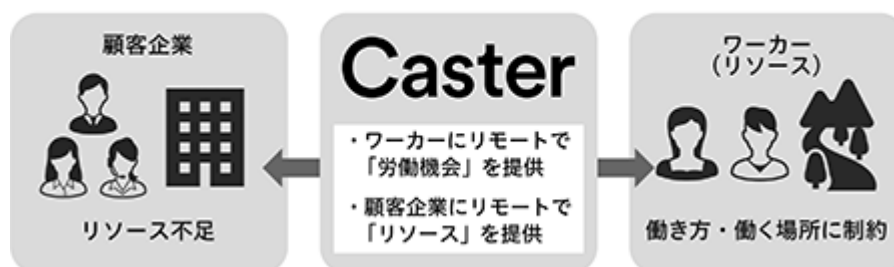
8. LTVは、ARPUを粗利率で乗じた数値を、解約率で除したものであります。

9. 獲得コスト(CAC)の回収期間は、CACを、ARPUと売上総利益率を乗じた数値で、除したものであります。

10. LTV/CACは、LTVをCACで除した数値であります。

(3) 経営環境

少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少している昨今、1億総活躍社会の実現を目的に2019年に開始された働き方改革以降、社会では多様な働き方が生まれております。2020年のコロナウイルスの蔓延を契機として、リモートワークが加速度的に社会に受容されておりますが、労働人口の減少による中小企業の人材不足は継続して発生しております。スキルや経験があるにもかかわらず、労働時間や居住地などを理由に活躍できる機会を制約されている人材もいることから、当社は、リソース不足を課題とする顧客企業とワーカーとの間に立ち、それぞれに「労働機会」「リソース」を提供することで、双方の課題解決に寄与していきたいと考えております。



従来のBPO企業においては、オフィスや支店を構えることによる地代家賃や維持費用、出社や支店間移動に伴う通勤移動費用、ワーカーが作業をしていないアイドルタイムの給与等が生じるため、これらの費用を回収可能な価格設定とする必要があり、販売ロットが大きくなる傾向がございました。その結果として、顧客企業の資金事情によっては導入ハードルが高く、利用しにくいという側面があったものの、当社は、これらの課題をリモートワークの利点を活かし、最大限の費用排除を可能といたしました。この結果、販売ロットの小ロット化を実現し、資金事情によりBPO利用が難しかった中小企業や個人事業主などを中心にサービス導入が広がり、2023年5月末時点でサービス導入企業数累計は約4,100社となっております。実際に、顧客企業の8割以上が従業員数300人以下の中小企業になっており、幅広い顧客企業が利用できるビジネスモデルを実現しているといえます。

フルリモートワーク(注11)を駆使することによる従前の企業との差別化要因は以下の4点であります。

(注) 11. フルリモートワークとは1日も出社しない完全なりリモートワーク形態のことであり、当社においては、重要書類・備品管理等に必要な人員を除き、2023年5月末日時点において従業員（臨時従業員含む）の98.7%がフルリモートで勤務しております。

フルリモートワークは就業者にとって魅力があり、高い採用力を維持できている

従前からITエンジニアなど一部の限られた職種においてリモートワークが活用されておりましたが、2020年コロナウイルスの蔓延を契機に多くの会社・職種でリモートワークの導入・活用が進みました。コロナウイルスの蔓延が一定の落ち着きを見せてくると、一部の企業ではリモートワークから出社に戻す動きが見られ、緊急事態宣言後のテレワークの見直しにかかるアンケート調査(注12)で、「テレワークの頻度を下げる・実施しない」と回答した割合は、回答者の半数を超える57.2%に上りました。一方で、今後もテレワークをしたいという回答は、回答者の86.9%に上り、出社に戻したいという風潮とリモートワークを継続したいという風潮に大きなギャップが生まれているものと思われます。2021年9月～2022年8月における正社員・契約社員・派遣社員の求人応募数の月平均は約2,000名となっており、約400名の従業員（臨時従業員を含む）が入社しております。コロナウイルス蔓延期間中から収束の兆しを見せ始めた同期間において、当社のリモートワーク求人への応募は好調に推移しており、高い採用力を維持しているといえます。

(注) 12. アデコ株式会社による「新型コロナウイルス感染症の拡大との関連を中心としたテレワークに関する調査」（2020年7月発表）より引用。

フルリモート環境においては適した専門性を持つメンバーをすぐに見つけ登用できる

新規事業やプロジェクトの立ち上がりの際は、必要な人員を固定で求人・採用する必要があり、且つ案件の開始までに一定の時間が必要となります。当社においては、フルリモートにより、時間的・地理的な制約を最小限にすることで、多くのリモートワーカーが当社事業に参画しております。当社に登録のあるリモートワーカーの中から専門性の高いスキルを有する登録者を、案件ごとにスピーディーかつ柔軟に活用することが可能です。その結果、新たな取り組みの際、適した専門性を持つメンバーを早期に調査・アサインするなど、チームの組成がしやすく、スピード感をもった事業の推進を可能にしております。

800名超の大規模組織におけるフルリモートワーク運営を実現するインフラ・運用を独自に構築

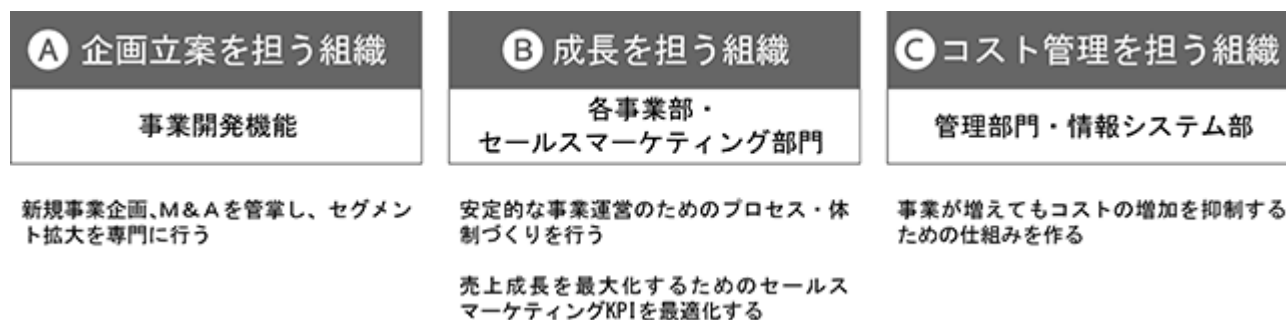
当社は2014年の創業から今日まで、フルリモートによる企業経営を自ら実践し、事業においても、各種サービスをフルリモートで顧客企業に提供しております。それらを実現するため、独自のインフラと運用方法を構築してまいりました。具体的には、独自サービスである採用メディアを運営し、リモートワーカーの集客を実施しております。その他、ワーカー管理、セキュリティ管理フロー、業務マッチングプラットフォーム、各種のディレクションシステムにおいて独自のシステム・運用を確立し、これらを最大限に活用することにより、約800名の従業員（臨時従業員を含む）を有する大規模なフルリモートワークの事業運営を実現しております。

フルリモートワークを駆使し、タスク毎に定価でリソース提供を可能に

従来のBP0では、顧客企業がBP0事業者に見積依頼を行い、営業が案件別に個別提案を実施する流れでサービス提供がなされておりました。案件ごとに、対応する人員を固定で確保していく仕組みになっており、開始までの要件定義負担が大きく、定価も定まっていないことから、中小企業がBP0を利用しづらい実態がございました。それらの実態を受け、当社では、リモートワークを活用し必要な人材を時間単位で柔軟に組み合わせることにより、月額定価でのサービス提供を可能にしております。タスク単位で必要な人材を都度アサインできることから、開始までの要件定義の負荷を下げ、中小企業からの受注を拡大しております。

(4) 経営戦略

当社は創業から今日に至るまで、既存事業からの独立、新しいサービスの立案や海外展開をはじめとした新規事業の開発、M&Aを実施し、リモートワークによる各種サービスを展開してまいりました。「リモートワークを当たり前にする」というミッションの実現においては、セグメント拡大の実行による、事業・サービスの多角化が重要であると認識しております。セグメント拡大とは、「リモートワークを当たり前にする」というミッションの実現のため、あらゆる仕事のリモート化を目的に、事業やサービスを多角化する施策であります。現時点においては、「市場規模・成長性」「労働集約率の高さ」「リモートワーク化の容易さ」の3点を、新たな投資領域を決定する検討軸とみなしております。セグメント拡大を目的とした最適化された組織体制を以下のとおり構築し競争優位性を高めていきます。



< A：企画立案を担う組織 >

CS0(注13)管轄の戦略部門にて、セグメント拡大における企画立案を担います。SOM(既存業務領域)から、SAM、TAMと事業領域を拡大していくため、投資領域の調査、M&Aの調査・実施、新規事業の企画立案等を専門的に担ってまいります。

(注) 13 . CS0はChief Strategy Officerの略称であります。

< B:成長を担う組織 >

COO(注14)が管轄する既存の各事業部とCRO(注15)が管轄するセールスマーケティングチームにて、安定的な事業運営のためのプロセス・体制づくりを実施いたします。売上成長を最大化するための事業運営KPI（稼働社数、解約率、ARPU、MRR）及びセールスマーケティングKPI（CAC、LTV、広告費、LTV/CAC）の拡大・改善を従前から進めております。各事業部において解約率の低減、ARPUの向上及びLTVの最大化を実現する施策を講じるほか、セールスマーケティングチームにおけるCACコントロールを一層緻密に実施してまいります。

(注) 14 . COOはChief Operating Officerの略称であります。

(注) 15 . CROはChief Remote work Officerの略称であります。

< C:コスト管理を担う組織 >

既存の管理部門及び情報システム部において、既存事業のほか、セグメント拡大によって増加する事業のコスト管理を実施いたします。セグメント拡大によって事業の増加が見込まれますが、事業が増加した場合においてもコストの増加を抑制する仕組み作りを実施し、利益の最大化に努めてまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社サービスの認知度向上、営業活動の強化

今後も高い成長性を維持していくために、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。また、新規顧客企業の開拓や販売のための営業活動を積極的に展開していきます。特に中小企業におけるBPOの利用は進んでいないが、ニーズが高いと考えられることから、積極的に営業展開し、売上拡大に取り組んでまいります。

適正な営業利益の確保

当社は営業赤字が継続しております。スピード重視の経営と積極的な投資という考えに基づき、継続的な投資を行っており、マーケティングにかかる広告費及び販促費の負担から2022年8月期までの業績は連続した当期純損失となっております。今後は、組織として統一した品質を提供するとともに、適正な営業利益を獲得する体制を作っていく方針であります。具体的な施策として、独自システムを活用したタスクとキャストの自動マッチングの一層の効率化、セグメント拡大に伴う提供サービスの多角化による顧客開拓、計数管理の高度化によるコストコントロールの徹底等を実施することで適正な営業利益の確保に努めてまいります。

社内管理体制の強化

当社は成長段階にあるため、継続的な成長をしていくために、組織的な管理体制を整備・運用していくことが重要であり、経営の公正性や透明性を確保するために、内部統制システム強化に取り組んでおります。

事業が拡大していく中で、積極的な採用により当社の従業員の増加が見込まれます。当社では、業務における属人性を排除し、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えております。

情報管理の徹底

当社は、顧客から受託した業務に資する情報を取得し、当社正社員及び業務委託先間で必要に応じて共有しながら業務を行うため、データ保護責任者(DPO)を設置し、ISMSの取得などのオペレーションを確立するとともに、個人情報については、プライバシーマークを取得するなど、個人情報や機密情報の徹底した管理体制の構築・運用に努めております。当社は、これらの対策の重要性を認識した上で、今後も継続的に情報管理の徹底に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項等に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、すべての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意下さい。

(1) インフラ・システムの障害発生について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、通信ネットワーク、コンピューターシステム及びチャットツール等を使用し、自社内における経営・業務管理のほか、顧客との連絡やサイトの運営等、多岐にわたるオペレーションを実施しております。安定的な運用のためのシステムの強化や、セキュリティ強化を実施しており、システムの運用・管理には万全を期しておりますが、リモートワークが主たる運営基盤であることから各種システムへの依存度が高いため、想定外の自然災害や事故等により設備に甚大な被害があった場合や、システム障害、ネットワーク障害、ウイルス感染、ソフトウェアやハードウェアの欠陥、サイバー攻撃等が発生した場合は、業務に支障をきたし、当社の事業及び業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業は、下請法、労働者派遣法、職業安定法等、様々な法的規制を受けております。当社では関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及び社内規程、ルール等の遵守に努めておりますが、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は事業活動に際して、厚生労働大臣より下記の許可を受けております。

許認可名称	監督官庁	許可番号	許可年月日	有効期限
労働者派遣事業	厚生労働省	派45-300149	2015年11月 1 日	2023年10月31日
有料職業紹介事業	厚生労働省	45-コ-300088	2015年11月 1 日	2023年10月31日

当社は関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主又は職業安定法に定める有料職業紹介事業者としての欠格事由に該当若しくは法令に違反する事項が発生した場合、事業の停止や派遣元事業主又は有料職業紹介事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には事業を営むことが出来なくなる可能性があります。

また、将来これらの法令並びにその他の関係法令が、労働市場をとりまく社会情勢の変化などに伴って、改正若しくは解釈の変更などがあり、それが当社の営む事業に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 優秀な人材の確保について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、多様な専門性を持った人材を日本及び海外からも確保しております。当社では、フルリモートワークの勤務形態を提供することで、優秀な人材を厳選して採用することに努めております。また、従業員やキャストとして登録のある業務委託者の働きやすさを重視したりリモートワークが前提の業務環境の整備を積極的に行うことで、人材の外部流出防止にも努めております。しかしながら、今後の人材市場の変化により、フロントやキャストをはじめとした事業運営に関わるポジションにおいて、計画どおりの採用が困難になった場合や、採用コストや人件費が増加した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業環境の変化について（発生可能性：低、発生時期：長期、影響度：中）

当社が提供するWaaS事業、その他事業は、中小企業における利用者促進やリモートワーク実施企業の増加などにより今後もニーズが拡大していくものと考えております。また、当社は、特定のクライアントに売上が依存していないことから、特定の業種や顧客の業況による影響は受けづらいという特徴があります。当社の主力サービスであるCASTER BIZサービスの料金プランが6ヶ月契約と12ヶ月契約となっていることから、顧客の短期的な業況変化による解約のリスクも低くなっています。しかしながら、業種や特定の顧客を問わず影響を受けるような長期的な経済環境の悪化が発生した場合に、コスト削減の対象として解約率が上昇し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 技術革新について（発生可能性：大、発生時期：中期、影響度：大）

当社では、オフィスワークを中心として顧客企業の多種多様な業務を受託しておりますが、人工知能等の新技術の進歩により業務の自動化・省力化が進むことで、当社が従来請け負っていた業務が代替され、減少する可能性があります。当社では、既存サービスの提供を通じて業務効率化のノウハウを蓄積するとともに、新技術を活用した新たな事業の開発を模索するなど対応に取り組んでおります。しかしながら、そうした技術革新への対応が十分に図れない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報漏洩リスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、顧客から受託した業務に資する情報を取得し、当社正社員及び業務委託先間で必要に応じて共有しながら業務を行うため、データ保護責任者(DPO)を設置し、ISMSの取得などのオペレーションを確立するとともに、個人情報については、プライバシーマークを取得するなど、個人情報や機密情報の徹底した管理体制の構築・運用に努めております。しかしながら、こうした対策にもかかわらず、不測の事態により情報漏洩事故が発生した場合には、損害賠償請求や、解約率の上昇、二次対応コストの増加などにより当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかし、システムダウンによるサービス停止や外部侵入等による機密情報の漏洩等、予期せぬトラブルが発生した場合、又は取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 継続的な投資について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、継続的な成長のため、セグメント拡大による事業・サービスの多角化が必要であると考えており、新規事業の企画立案、M&Aの調査・実行を積極的に実施してまいります。

また、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのリード(見込み顧客)を獲得し、また既存の顧客を維持していくことも必要であると考え、積極的に広告宣伝費等にコストを投下してきており、今後も継続して広告宣伝等を行っていく方針であります。広告宣伝費の支出にあたっては、費用対効果(LTV/CAC)を検証し、最適化に努めますが、CACの回収には数か月単位の期間を要するため、支出の期間においては利益率が低下し、一時的に営業損失を計上する可能性があります。

また、新規事業やM&Aへの投資が計画どおりの収益に結びつかない場合、広告宣伝等が十分な成果が得られなかった場合やコストの上昇等が生じた場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 調達資金の使途について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が計画している公募増資による資金調達については、主に事業拡大のための広告宣伝費に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界の環境が急激に変化すること考えられ、その場合、現時点で計画している資金使途以外へ充当する可能性があります。

また、当初の計画通りに調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果をあげられない可能性もあります。

(10) 特定の人物への依存について（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：中）

当社の創業者であり代表取締役である中川祥太は、当社設立以来の代表者であり、経営方針や事業戦略、サービスコンセプト等についてリーダーシップを発揮しております。各事業部門の部門長及びリーダーへの権限移譲や人材育成を進めることで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により、同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 感染症の拡大について（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：中）

当社では、社員の大半がリモートワーカーであり、従来よりテレワーク実施体制を構築していることから、感染症等による通常業務への影響は小さくなっております。しかしながら、感染症の蔓延に対処するために、緊急事態宣言や自粛要請などの措置が取られた場合、人や物の流れが滞って経済活動が停滞し、当社顧客企業の事業所が休業となったり雇用調整を行ったりするなどの状況が発生して、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 競合について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

現在、当社と類似するサービスとして、国内でBPO事業を展開する企業やクラウドソーシング事業を展開する企業、人材派遣・紹介事業を展開する企業は多数存在しますが、当社は、創業からフルリモートワークを導入・実践することにより、効率的なリモートワークによる企業経営を実現しております。事業においても、オフィスワークの人材を月20時間～30時間の契約時間の範囲内で、1案件ごとに分～時間単位の小ロットで顧客企業が活用できるWaaS事業の提供や、独自システムを活用した効率的なタスク×スキルの自動マッチング、リモートワーカーを活用することによる適した人材の早期アサインにより事業優位性を見出しingと考えております。

当社では、新たな付加価値を継続的に生み出すことにより、その優位性を強固なものにしようとしておりますが、競合他社の動向によっては当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 内部管理体制の強化について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社では、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。

業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、更に健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 株主構成について（発生可能性：中、発生時期：短期、影響度：小）

本書提出日現在において、当社発行済株式総数1,557,960株のうち、計1,058,000株は、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下、「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の割合は67.9%と高い水準となっております。

一般にVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることであり、今後、VC等が所有する当社株式を市場にて売却した場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 海外の事業展開について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社では、事業拡大を図るために事業の海外展開を進めていく方針であります。そのなかで、各国の景気変動、政治的・社会的混乱、法規制等の変更、大幅な為替変動などが発生した場合、当社の将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 税務上の繰越欠損金について（発生可能性：低、発生時期：中期、影響度：小）

第8期事業年度末には、当社には、税務上の繰越欠損金が存在しております。今後、当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(17) 社歴が浅いことについて（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：小）

当社は2014年9月に設立されており、設立後10年に満たない社歴の浅い会社であります。また、当社は現在成長過程にあると認識しており、当社の成長のために広告宣伝、システム開発等の投資が必要となっていることから、当期純損失を計上しております。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針であります。当社の過去の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは、今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：小）

当社は、役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。2023年7月31日現在新株予約権による潜在株式数は137,560株であり、同日現在の発行済株式総数の8.8%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(19) 配当政策について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、過去においては配当を行っておりません。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存であります。が、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

第8期事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

当事業年度においては、2022年5月から6月にかけて沈静化していた新型コロナウイルス感染症が同年7月から急激に拡大して過去最大の感染者数を記録しております。また、米国を始めとする世界的な利上げが金融市場に与える影響により、国内外の景気や経済は先行き不透明な状況が続いております。

当社が展開するサービスを取り巻く環境は、引き続き、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスといった底堅い需要に加え、コロナ禍において、企業規模・業種を問わず多くの企業において在宅勤務やテレワークを導入・活用する動きが広がり、新しい働き方・新しい生活様式(ニューノーマル)に対応するサービスへのニーズが高まりつつあります。

このような経済環境のなか、当社は、「リモートワークを当たり前にする」をミッションに掲げて創業し、日本において「リモートアシスタント」が認知されていない時期から、バックオフィス業務などをオンラインで代行するアシスタントサービス「CASTER BIZ」の提供を開始し、「リモートアシスタント」市場を形成してまいりました。「働き方改革関連法」が施行された2019年4月には、導入企業数累計が1,000社に到達し、その後、各専門分野に特化した「CASTER BIZ」姉妹サービスやコンサルティング事業を開始し、サービス導入企業数累計は2022年8月末で約3,300社へと拡大しております。

また、「リモートワークを当たり前にする」というミッションのもと、場所にとらわれずに働けるリモートワークの普及に尽力していることから、世界23ヵ国、国内47都道府県のすべてに事業に関与する従業員(臨時従業員含む)及び業務委託者が所在し、その人数は1,500人を超えております。

さらに、コロナ禍の影響下でリモートワークを導入・経験し、リモートワーカーの活用理解のある中小企業が増加したことから、CASTER BIZをはじめとした当社サービスへの引き合いは引き続き増加傾向となっております。

また、当事業年度よりドイツ連邦共和国において、当社の主力サービスである「CASTER BIZ」の展開を開始いたしました。現在欧州では、コロナ禍による移民の帰国が相次ぎ、労働人口減少が課題となっております。欧州で「CASTER BIZ」を展開することは、現地の労働者不足の課題解決に寄与し、また、現地でリモートワークの職を求める働き手への新たな就業環境の提供を可能にすると考えております。調査の結果、ドイツ連邦共和国の社会環境と働き手の市場環境が日本と近いことがわかり、最初の海外進出国として選定いたしました。並行してアラブ首長国連邦ドバイ首長国への進出も見込んでおり、ミッションの実現を目的に、日本のみならず海外にも積極的な進出を進め、リモートワークの一層の普及を進めております。

そのほか、積極的な広告投資と、それによる事業成長にあわせた積極的な人員の採用を実施いたしました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,338,001千円(前年同期比49.3%増)、営業損失162,762千円(前年同期 営業損失362,132千円)、経常損失161,784千円(前年同期 経常損失354,404千円)、当期純損失145,053千円(前年同期 当期純損失336,677千円)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(WaaS事業)

WaaS事業は、各サービスにおける取引先数が引き続き堅調に推移し、選択と集中による投資継続により、売上高・売上総利益ともに順調に成長しております。販管費については、WEB広告による継続的な広告投資の実施とあわせて、広告投資の効率化の向上に取り組んでおります。

この結果、売上高2,653,315千円(前年同期比48.8%増)、セグメント利益(営業利益)275,395千円(前年同期比400.3%増)となりました。

(その他事業)

その他事業は、中小企業が採用難である状況を受けてリモート人材の紹介・派遣の需要が増加し、売上高は引き続き堅調に推移しております。販管費については、新規事業に関連した外注・開発等の追加投資を積極的に行っております。

この結果、売上高684,685千円(前年同期比 51.5%増)、セグメント利益(営業利益)20,715千円(前年同期 セグメント損失28,675千円)となりました。

第9期第3四半期累計期間(自 2022年9月1日 至 2023年5月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況が一定の収束を見せ、2023年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」へと移行し、行動制限の緩和等により社会経済活動の持ち直しの動きが見られました。一方で、エネルギー・原材料価格の高騰や急激な円安などによる物価上昇に加え、長期金利の上昇懸念など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が展開するサービスを取り巻く環境としましては、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少により、企業における採用難の状況が発生しております。特に、「第40回ワークス大卒求人倍率調査」（出所：リクルートワークス研究所）によりますと、2024年3月卒業予定の大学生・大学院生を対象とした求人倍率について、倍率0.41倍の従業員規模5,000人以上の大企業に比べ、300人未満の中小企業における求人倍率は6.19倍と非常に高く推移しており、深刻な人材不足の状況が続いております。そのような中、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスといった人材不足を解消するための底堅い需要に加え、コロナ禍において、企業規模・業種を問わず多くの企業においてリモートワークの導入・活用が進行し、地理的な制限を取り払った新しい働き方や採用活動が活発化しております。

このような事業環境のもと、創業から今日まで、当社は10以上のサービスを開発・展開し、対応可能なセグメントを拡大しており、ミッションの実現のため、あらゆる仕事のリモートワーク化の推進に取り組んだことから、全社におけるサービス導入企業数累計は2023年5月末で約4,100社へと拡大いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高3,109,763千円、営業損失19,725千円、経常損失14,876千円、四半期純損失29,096千円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

（WaaS事業）

WaaS事業は、WEB広告による継続的な広告投資とそれに伴う安定的な集客、営業努力による受注力の向上により、当社サービスを利用する顧客企業数は堅調で、売上高もそれに伴い堅調に推移しております。販管費については、前述したWEB広告による継続的な広告投資とあわせて広告投資の効率化の向上に取り組んでいるほか、利益創出のため各種費用の見直しを行っております。

この結果、売上高2,480,727千円、セグメント利益（営業利益）487,147千円となりました。

（その他事業）

その他事業は、中小企業が採用難である状況を受けてリモート人材の紹介・派遣の需要が増加し、売上高は引き続き堅調に推移しております。販管費については、新規事業として新たに海外事業が加わったことから、立ち上げに伴った先行投資を積極的行っております。

この結果、売上高629,035千円、セグメント損失（営業損失）107,504千円となりました。

財政状態の状況

第8期事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

（資産）

当事業年度末における資産合計は2,089,456千円となり、前事業年度末に比べ742,620千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金601,402千円、売掛金93,794千円、前払費用25,656千円、繰延税金資産20,577千円が増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は1,079,053千円となり、前事業年度末に比べ88,276千円増加いたしました。これは主に、短期借入金30,000千円、1年内返済予定の長期借入金30,000千円が減少したものの、未払費用102,651千円、未払消費税等58,301千円が増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は1,010,402千円となり、前事業年度末に比べ654,344千円増加いたしました。これは主に、資本金227,282千円が減少したものの、資本準備金399,699千円、繰越利益剰余金481,927千円が増加したことによるものであります。

第9期第3四半期累計期間(自 2022年9月1日 至 2023年5月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は1,764,381千円となり、前事業年度末に比べ325,074千円減少いたしました。これは主に、売掛金5,226千円、有形固定資産6,606千円が増加しているものの、現金及び預金312,090千円、その他の流動資産14,103千円が減少したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は783,438千円となり、前事業年度末に比べ295,615千円減少いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金91,108千円が増加しているものの、1年内償還予定の社債200,000千円、契約負債22,040千円、その他の流動負債39,994千円、長期借入金122,216千円が減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は980,942千円となり、前事業年度末に比べ29,459千円減少いたしました。これは主に、利益剰余金29,096千円が減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、1,762,314千円となり、前事業年度末に比べ601,402千円増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動による資金の減少は、128,099千円(前事業年度末は245,805千円の支出)となりました。これは主に、税引前当期純損失161,927千円、売上債権の増加93,794千円、その他の流動資産の増加31,143千円、未払費用の増加102,666千円、未払消費税等の増加58,301千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動による資金の減少は、275千円(前事業年度末は23,785千円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出269千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動による資金の増加は、730,506千円(前事業年度末は494,927千円の増加)となりました。これは主に、株式の発行による収入799,398千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績**a. 生産実績**

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします

b. 受注実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	前年同期比(%)
WaaS事業(千円)	2,653,315	148.8
その他事業(千円)	684,685	151.5
報告セグメント計(千円)	3,338,001	149.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、当社の実態等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、国内におけるワクチンの普及による感染者数の減少や、社会的な抑制度合いの低下を踏まえ、業績に重要な影響を与えるものではないと仮定し、当事業年度の会計上の見積りを行っております。

経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第8期事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は、3,338,001千円(前年同期比49.3%増)となりました。

主な要因は、WaaS事業での継続的な広告投下により新規利用顧客が順調に増加したことに加え、CASTER BIZ 採用等の高価格帯サービスを利用する顧客が増加し、ARPUが上昇したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、2,056,047千円(前年同期比56.6%増)となりました。

主な要因は、事業規模拡大に伴い原価メンバーが増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は1,281,953千円(前年同期比38.9%増)、売上総利益率は38.4%(前年同期は41.3%)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,444,715千円(前年同期比12.4%増)となりました。

主な要因は、集客を目的とした広告投下を積極的に行ったこと、事業拡大のための採用や外注を積極的に行ったことにより人件費や業務委託費が増加したことによるものであります。この結果、営業損失は162,762千円(前年同期は営業損失362,132千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当事業年度の営業外収益は14,314千円、営業外費用は13,337千円となりました。

主な要因は、補助金収入による収益、社債及び支払利息の発生によるものであります。この結果、経常損失は、161,784千円(前年同期は経常損失354,404千円)となりました。

(特別損益、当期純損失)

当事業年度における特別利益は35千円、特別損失は178千円となりました。

主な要因は、固定資産売却益及び固定資産売却損によるものであります。また、法人税等合計に関しては16,873千円となりました。この結果、当事業年度の当期純損失は、145,053千円(前年同期は当期純損失336,677千円)となりました。

第9期第3四半期累計期間(自 2022年9月1日 至 2023年5月31日)

(売上高)

第3四半期累計期間の売上高は、3,109,763千円となりました。

主な要因は、効率的な広告投資と営業向上による受注力の改善が寄与し、当社サービスを利用する稼働社数が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

第3四半期累計期間の売上原価は、1,913,916千円となりました。

主な要因は、顧客の増加に伴い積極的な採用活動の結果として、労務費が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は、1,195,847千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、1,215,572千円となりました。

主な要因は、顧客獲得のための広告費の増加によるものであります。

この結果、営業損失は19,725千円となりました

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

第3四半期累計期間の営業外収益は17,023千円、営業外費用は12,173千円となりました。

主な要因は、補助金収入による収益、上場関連費用の発生によるものであります。

この結果、経常損失は14,876千円となりました。

(特別損益、四半期純損失)

第3四半期累計期間における特別利益は362千円となりました。特別損失は計上しておりません。

主な要因は、新株予約権が消滅したことによる戻入益の発生によるものであります。

その結果、四半期純損失は29,096千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりでございます。

資本の財源及び資金の流動性

当社の主な資金需要は、人件費及び事業拡大のための広告宣伝費等であります。これらの資金需要に対して当社では、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、当社のフリーキャッシュ・フロー並びに第三者割当増資による資金調達を行っております。

当事業年度末における現金及び預金は1,792,314千円であり、当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「２ 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「１ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

当社においては、「リモートワークを当たり前にする」というミッションのもと、WaaS事業及びその他事業を行い、あらゆる業種・職種のリモートワークへの転換を実現していきたいと考えております。

当社が競争力を維持し持続的な成長を図るためには、「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、経営方針を立案していくことが必要であると認識しています。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

当事業年度において重要な設備投資はありません。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第9期第3四半期累計期間(自 2022年9月1日 至 2023年5月31日)

当第3四半期累計期間において重要な設備投資はありません。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2022年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	のれん	合計	
本社他 (宮崎県西都市)	事業設備	0	635	4,281	4,917	768

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は1,888千円であります。
 3. 岩国支店建物は賃借物件であり、年間賃借料は381千円であります。
 4. 宮崎支店建物は賃借物件であり、年間賃借料は720千円であります。
 5. ドイツ支店建物は賃借物件であり、年間賃借料は808千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2023年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,231,840
計	6,231,840

- (注) 1. 2023年3月6日開催の臨時株主総会決議により、2023年3月6日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。また、同日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は30,900,000株増加し、31,000,000株となっております。
2. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、同日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は24,768,160株減少し、6,231,840株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,557,960	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	1,557,960	—	—

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。それに伴い、2023年3月6日開催の臨時株主総会において、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。
2. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。
3. 2023年3月6日開催の臨時株主総会において、2023年3月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

第8回新株予約権

決議年月日	2019年5月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 11 子会社従業員 2 (注) 6
新株予約権の数(個)	1,491
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式1,491〔59,640〕(注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき75,000〔1,875〕(注) 2、7
新株予約権の行使期間	2021年6月1日から2029年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000〔1,875〕(注) 7 資本組入額 37,500〔937.5〕(注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、5

最近事業年度の末日(2022年8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株(本書提出日の前月末現在1株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職による権利喪失及び取締役の退任、付与対象者の執行役員への就任、子会社の吸収合併により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社執行役員3名、当社従業員8名となっております。

7. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

決議年月日	2020年 5 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 3 社外協力者 1 (注) 6
新株予約権の数(個)	580
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式580〔 23,200 〕(注) 1、 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株につき77,000〔 1,925 〕(注) 2、 7
新株予約権の行使期間	2022年 5 月28日から2030年 5 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,000〔 1,925 〕(注) 7 資本組入額 38,500〔 962.5 〕(注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡してはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、 5

最近事業年度の末日(2022年 8 月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年 7 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株(本書提出日の前月末現在 1 株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、

1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 付与対象者1名の取締役への就任により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社執行役員2名、社外協力者1名となっております。

7. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2020年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 1 (注) 6
新株予約権の数(個)	99 [30]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式99 [1,200] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき98,000 [2,450] (注) 2、7
新株予約権の行使期間	2022年11月28日から2030年11月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 98,000 [2,450] (注) 7 資本組入額 49,000 [1,225] (注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、5

最近事業年度の末日(2022年8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株(本書提出日の前月末現在1株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者その有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める新株予約権を行使できる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 付与対象者1名の退職により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

7. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権

決議年月日	2022年 7 月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 5 当社従業員 3 (注) 6
新株予約権の数(個)	386 [381]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式386 [15,240] (注) 1、 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株につき150,000 [3,750] (注) 2、 7
新株予約権の行使期間	2024年 7 月27日から2032年 7 月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 [3,750] (注) 7 資本組入額 75,000 [1,875] (注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、 5

最近事業年度の末日(2022年 8 月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年 7 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株(本書提出日の前月末現在 1 株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、

1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者その有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 付与対象者1名の退職により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社執行役員4名、当社従業員3名となっております。

7. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権

決議年月日	2022年 8 月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2
新株予約権の数(個)	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式20〔 800 〕(注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株につき150,000〔 3,750 〕(注) 2、 6
新株予約権の行使期間	2024年 9 月 1 日から2032年 7 月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000〔 3,750 〕(注) 6 資本組入額 75,000〔 1,875 〕(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、 5

最近事業年度の末日(2022年 8 月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年 7 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株(本書提出日の前月末現在 1 株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1 月 1 日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者その有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回新株予約権

決議年月日	2022年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式50〔 2,000 〕(注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき150,000〔 3,750 〕(注) 2、 6
新株予約権の行使期間	2024年12月27日から2032年 7月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000〔 3,750 〕(注) 6 資本組入額 75,000〔 1,875 〕(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、 5

当社は、2022年12月21日開催の取締役会決議により2022年12月26日付で第15回新株予約権を発行しており、上表は新株予約権発行時（2022年12月26日）における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株(本書提出日の前月末現在 1 株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者その有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第16回新株予約権

決議年月日	2023年 7 月 5 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 4 当社従業員 67
新株予約権の数(個)	598
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式23,920 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1,650 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年 7 月 6 日から2033年 7 月 5 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,650 資本組入額 825
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、5

当社は、2023年 7 月 5 日開催の取締役会決議により2023年 7 月10日付で第16回新株予約権を発行しており、上表は提出日の前月末現在(2023年 7 月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、

1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者その有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第17回新株予約権

決議年月日	2023年 7 月 5 日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 9
新株予約権の数(個)	289
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式11,560 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株につき1,650 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年 7 月 6 日から2033年 7 月 5 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,650 資本組入額 825
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、5

当社は、2023年 7 月 5 日開催の取締役会決議により2023年 7 月10日付で第17回新株予約権を発行しており、上表は提出日の前月末現在(2023年 7 月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者（業務受託者を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、

1,200万円を超えてはならない。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

新株予約権者その有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第12回新株予約権

当社はストック・オプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託®を活用したインセンティブ・プランを導入しています。

決議年月日	2020年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注) 6
新株予約権の数(個)	1,250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式1,250 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき98,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年12月1日から2030年12月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 98,000 資本組入額 49,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4、5

最近事業年度の末日(2022年8月31日)における内容を記載しております。なお、本新株予約権は、2023年5月31日付でその全部が消滅しております。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株(本書提出日の前月末現在1株)であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

本新株予約権者は、2024年8月期において、当社の損益計算書に記載された売上高(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の売上高を参照する。)が25億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

上記に関わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- (a) 上記(注)2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b) 上記(注)2において定められた行使価額を下回る価格を行使価格とする新規の新株予約権が発行された場合。(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)2において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会の承認)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社の代表取締役である中川祥太は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託契約先の社外協力者向けのインセンティブ・プランとして、2020年11月27日開催の定時株主総会に基づき、2020年12月1日付で社会保険労務士榊裕葵を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託(第12回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第12回新株予約権)に基づき、榊裕葵に対して、2020年12月7日に第12回新株予約権(2020年11月27日定時総会株主決議)を発行しております。

名称	新株予約権信託(時価発行新株予約権信託®)
受託者	榊 裕葵
信託契約日	2020年12月1日
信託の種類と新株予約権数	1,250個
交付日	当社の株式が金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日又は2024年11月末日のいずれか遅い日 いずれの場合も営業日でないときは翌営業日をもって交付日とします。
信託の目的	第12回新株予約権1,250個(1個あたり1株相当)
受益者適格要件	当社は、発行会社が規定する最新の交付ガイドラインを参考に、交付日の10営業日前までに、受益候補者の中から本新株予約権の交付を受ける受益者となるべき者を選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。
達成すべき業績・成果等の交付の条件	当社は、役職員等に関して、概ね直近一年間の業績目標及び個人目標又は売上・粗利・その他のKPI等各自の役割に基づく貢献が期待を上回る者に対し、評価委員会において審議の上、交付を決定しております。また、採用・昇格時において、将来にわたって継続的に貢献することを期待して、評価委員会において審議の上、交付を決定しております。
交付先及び交付数の決定方法	交付先及び交付数の決定については、委託者を除く当社の取締役および執行役員から構成される評価委員会にて全会一致により決定するものとし、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとしております。また、交付数の決定においては、交付ガイドラインに定められた評価に基づく交付制度や、採用・昇格に基づく交付制度などに従うこととしております。
交付ルールを定めた社内ルールの名称	交付ガイドライン

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2020年5月12日
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	C種優先株式 723 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき276,450
新株予約権の行使期間	2020年5月15日から2023年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 276,450 資本組入額 138,225
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権付社債の残高(円)	200,000,000

最近事業年度の末日(2022年8月31日)における内容を記載しております。なお、本新株予約権は、2023年5月31日付でその全部が消滅しております。

- (注) 1. 当社が、その普通株式につき、株式上場(株式が、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることを意味する。以下同じ。)の申請を行う旨の取締役会決議を行い、当該株式上場に関する引受主幹事証券会社から要請された場合であって、本社債権者による同意がある場合には、当該決議日以降の転換対象株式の種類は、普通株式とする。
2. 申請日以降、その不受理、取下げ、却下又は承認取消等により株式上場が実行されなかった場合(申請後に株式上場が予定どおり実施されないものと合理的に判断される場合を含む。)には、対象株式の種類は再び(注)1の規定に従うものとする。
- 本新株予約権の行使請求により当社が発行又は処分(以下「交付」という。)する株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下記の転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合において1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
3. 次のいずれかに該当する場合には、当社は本社債権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえでその承諾を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- 株式分割、株式無償割当て、株式の併合、合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
4. 2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき、発行済み株式における優先株式を当社が取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株についてそれぞれ普通株式1株を交付したことに伴い、本新株予約権の対象株式についても、社債権者の同意のもと普通株式に変更しております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年11月24日 (注) 1 .	B種優先株式 4,050	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,050	151,875	242,845	151,875	241,845
2017年12月29日 (注) 2 .	B種優先株式 807	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857	30,262	273,107	30,262	272,107
2018年 6 月30日 (注) 3 .	-	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857	223,207	49,900	-	272,107
2019年 4 月26日 (注) 4 .	C種優先株式 1,339	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 1,339	129,883	179,783	129,883	401,990
2019年12月 4 日 (注) 5 .	C種優先株式 412	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 1,751	39,964	219,747	39,964	441,954
2019年12月27日 (注) 6 .	C種優先株式 515	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 2,266	49,955	269,702	49,955	491,909
2020年 3 月31日 (注) 7 .	C種優先株式 2,577	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 4,843	249,969	519,671	249,969	741,878

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年 4 月 3 日 (注) 8 .	C種優先株式 515	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358	49,955	569,626	49,955	791,833
2020年 7 月 6 日 (注) 9 .	-	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358	519,726	49,900	-	791,833
2021年 8 月31日 (注)10 .	D種優先株式 1,599	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 1,599	227,282	277,182	227,282	1,019,116
2021年12月22日 (注)11 .	D種優先株式 1,758	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 3,357	249,882	527,065	249,882	1,268,999
2022年 1 月28日 (注)12 .	D種優先株式 1,054	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	149,816	676,881	149,816	1,418,815
2022年 2 月28日 (注)13 .	-	普通株式 10,000 A 1 種優先株式 9,990 A 2 種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	626,981	49,900	-	1,418,815

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年2月24日 (注)14.	普通株式 28,949 A1種優先株式 9,990 A2種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	普通株式 38,949	-	49,900	-	1,418,815
2023年3月7日 (注)15.	普通株式 7,750,851	普通株式 7,789,800	-	49,900	-	1,418,815
2023年7月5日 (注)16.	普通株式 6,231,840	普通株式 1,557,960	-	49,900	-	1,418,815

- (注) 1. 有償第三者割当 4,050株
発行価格 75,000円
資本組入額 37,500円
主な割当先 株式会社WiL Fund , L.P.
2. 有償第三者割当 807株
発行価格 75,000円
資本組入額 37,500円
主な割当先 大和ベンチャー 1号投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合
3. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、その全額を繰越利益剰余金に振り替えたものがあります。
4. 有償第三者割当 1,339株
発行価格 194,000円
資本組入額 97,000円
主な割当先 Gunosy Capital Pte. Ltd.、SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合
5. 有償第三者割当 412株
発行価格 194,000円
資本組入額 97,000円
主な割当先 本田浩之、杉田浩章
6. 有償第三者割当 515株
発行価格 194,000円
資本組入額 97,000円
主な割当先 ディップ株式会社
7. 有償第三者割当 2,577株
発行価格 194,000円
資本組入額 97,000円
主な割当先 STRIVE 投資事業有限責任組合
8. 有償第三者割当 515株
発行価格 194,000円
資本組入額 97,000円
主な割当先 UNICORNファンド投資事業有限責任組合
9. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、その全額を繰越利益剰余金に振り替えたものがあります。
10. 有償第三者割当 1,599株
発行価格 284,281円
資本組入額 142,140円
主な割当先 IF Growth Opportunity Fund I, L.P.、株式会社TEAM-H、株式会社ベーター、杉田浩章

11. 有償第三者割当 1,758株
発行価格 284,281円
資本組入額 142,140円
主な割当先 グリーンコインベスト投資事業有限責任組合、第一生命保険株式会社
12. 有償第三者割当 1,054株
発行価格 284,281円
資本組入額 142,140円
主な割当先 Axiom Asia 6, L.P、Axiom Asia 6-A SCSp SICAV-RAIF、UNICORN2号ファンド
投資事業有限責任組合
13. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、その全額を繰越利益剰余金に振り替えたものであります。
14. 2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
15. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。
16. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2023年7月31日現在

2023年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	6	4	-	11	21	-
所有株式数(単元)	-	-	-	4,214	2,744	-	8,621	15,579	60
所有株式数の割合(%)	-	-	-	27.05	17.62	-	55.34	100	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,557,900	15,579	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	60	-	-
発行済株式総数	1,557,960	-	-
総株主の議決権	-	15,579	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2023年2月15日)での決議状況 (取得期間2023年2月24日)	A1種優先株式 9,990 A2種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	-
最近事業年度前における取得自己株式	-	-
最近事業年度における取得自己株式 (2021年9月1日～2022年8月31日)	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
最近期間における取得自己株式	A1種優先株式 9,990 A2種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。それに伴い、2023年3月6日開催の臨時株主総会において、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A1種優先株式 9,990 A2種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(—)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2023年2月24日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款の定めを設けております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a．企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。これらの機関のほかに、内部監査室及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。当該機関設計を採用する理由としては、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、社外監査役を含む監査役による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しております。

イ) 取締役会

取締役会は、代表取締役中川祥太が議長を務め、取締役石倉秀明、取締役森岡由布子、取締役川村尚弘、社外取締役濱田優貴、社外取締役本田浩之、社外取締役石倉壱彦で構成され、取締役の職務の執行を監督しております。経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、社外取締役を招聘し、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。なお、取締役会には監査役が出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べております。

ロ) 監査役会

監査役会は、常勤監査役高本龍弘が議長を務め、社外監査役菊地加奈子、社外監査役佐藤未央の3名で構成されております。

監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の運営状況や取締役の職務執行状況等の監督及び監査に必要な重要な事項の協議・決定をしております。また、常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視・検証する体制となっております。

ハ) 内部監査

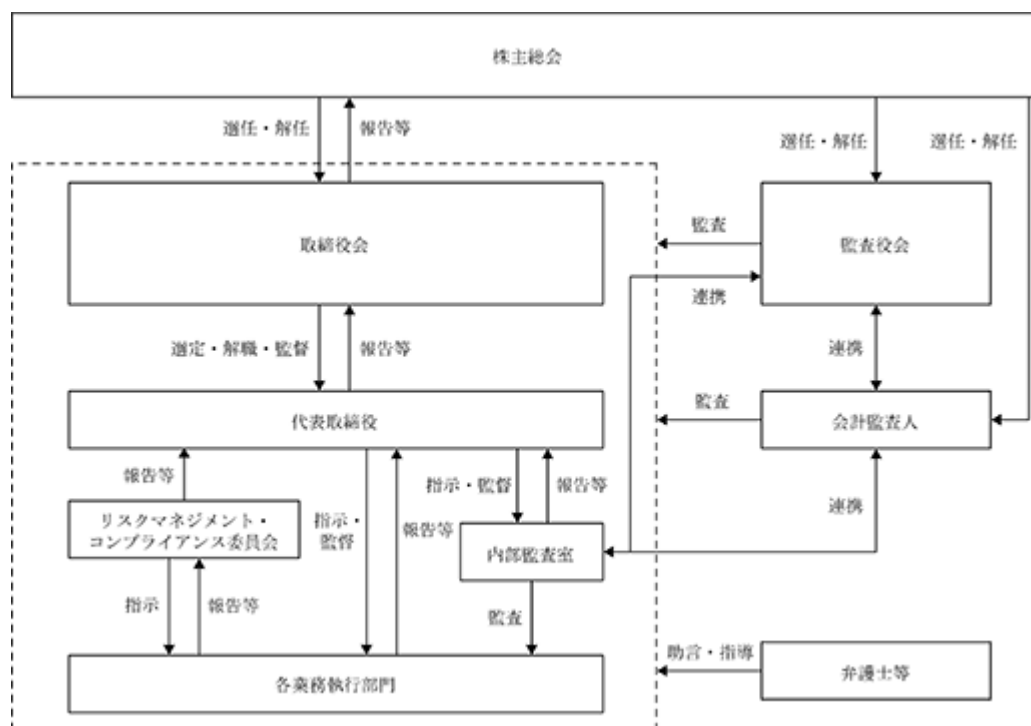
当社の内部監査は、独立した内部監査組織として2021年12月に内部監査室を設けており、代表取締役より指名を受けた内部監査人を1名選任しています。代表取締役による承認を受けた内部監査計画及び内部監査規程に基づいた内部監査を実施し、監査結果や業務改善事項について、代表取締役に報告しております。また、必要に応じて三様監査等を通じて監査役会及び会計監査人と情報・意見交換を行う等の連携をとることで、監査の有効性や効率性を高めています。

二) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

ホ) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、代表取締役中川祥太が議長を務め、取締役石倉秀明、取締役森岡由布子、取締役川村尚弘、監査役高本龍弘、執行役員佐藤治子、執行役員村田諒、執行役員生川雅也、執行役員藤村彩乃、執行役員越川慎司、執行役員松吉賢三、執行役員石井堯之及び法務部３名で構成されております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、四半期に１回開催し、リスクマネジメント及び法令・定款の遵守の徹底を図っております。



b. 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置づけ、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております。(最終改定日：2021年4月1日)現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。基本方針の内容は以下のとおりとなっております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役及び従業員は、「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- (ロ) 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行の意思決定をする。
- (ハ) 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議につき「役員規程」に従い職務を執行する。
- (ニ) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (ホ) 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- (ヘ) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (ト) 使用人に対し、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (チ) 「内部通報規程」を制定しており、問題の早期発見に努める。

- (リ) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (ヌ) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - (ロ) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
 - (ハ) 個人情報については、法令及び「個人情報保護基本規程」に基づき厳重に管理する。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 代表取締役の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は管理部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
 - (ロ) 各担当部門は、「リスクマネジメント・コンプライアンス管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 - (ハ) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
 - (ニ) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
 - (ホ) 監査役及び内部監査室は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。
 - (ロ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
 - (ハ) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 - (ニ) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。
- (e) 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - (ロ) 内部監査室は、当社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - (ハ) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (ニ) 取締役会は、担当取締役に対し、当社全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。
 - (ホ) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

(h) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

(ロ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。

(ハ) 取締役及び使用人は、取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

(二) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

(ロ) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

(ハ) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。

(l) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力対応規程」、「反社チェックマニュアル」に基づき行動する。

(m) 財務報告の信頼性を確保するための体制

(イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の1つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

(ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

(ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス及びリスク管理の統括を目的としたリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を定期的開催し、情報共有をすることで、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

また、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など各業務分野に関わる職業的専門家から適時アドバイスを受ける体制を構築しており、経営に必要な有効情報を確保し、リスク回避に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役濱田優貴、社外取締役本田浩之、社外取締役石倉壱彦、常勤監査役高本龍弘、社外監査役菊地加奈子、社外監査役佐藤未央は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役(業務執行取締役である者を除く。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことができるようにするため、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性3名（役員のうち女性の比率30%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	中川 祥太	1986年 6 月 4 日生	2008年 4 月 自営業にて古着店を開店 2011年 1 月 株式会社オプト 入社 2012年 4 月 株式会社イー・ガーディアン 入社 2014年 9 月 当社創業 代表取締役 就任(現任) 2020年 9 月 一般社団法人リモートワーカー協会 理事就任(現任)	(注) 3	400,000 (注) 5
取締役	石倉 秀明	1982年 4 月 9 日生	2004年 4 月 株式会社ベルサポート 入社 2005年 4 月 株式会社リクルートHRマーケティング 入社 2009年 6 月 株式会社リブセンス 入社 2011年 2 月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2015年 1 月 個人事業主として開業 2015年 1 月 ウォンテッドリー株式会社 ビジネス担当責任者 就任 2015年 6 月 株式会社Famarry取締役 就任 2016年 3 月 株式会社働き方ファーム 設立 代表取締役 就任 2016年10月 当社 取締役 就任(現任) 2021年 8 月 一般社団法人リモートワーカー協会 理事就任(現任)	(注) 3	-
取締役	森岡 由布子 (戸籍名： 平塚 由布子)	1982年 5 月 3 日生	2005年 4 月 株式会社ケーブルテレビ神戸 入社 2006年10月 株式会社リクルートスタッフィング 入社 2008年 2 月 イー・ガーディアン株式会社 入社 2016年12月 当社 入社 2017年11月 当社取締役 就任(現任)	(注) 3	-
取締役	川村 尚弘	1979年 5 月28日生	2003年 4 月 株式会社トーマツコンサルティング 入社 2006年 6 月 株式会社NTTデータ経営研究所 入社 2008年 4 月 フロンティア・マネジメント株式会社 入社 2013年 6 月 株式会社ベルシステム 24 入社 2016年11月 株式会社ICI石井スポーツ 入社 2019年 9 月 当社 入社 2020年 1 月 当社執行役員就任 2020年11月 当社取締役 就任(現任)	(注) 3	-
取締役	濱田 優貴	1983年 4 月 7 日生	2004年 5 月 株式会社サイブリッジ(現 サイブリッジグループ株式 会社)創業 取締役副社長 就任 2014年11月 株式会社メルカリ 入社 2015年 1 月 同社執行役員 就任 2016年 3 月 同社取締役 就任 2019年 9 月 当社取締役 就任(現任) 2021年 8 月 株式会社ギフトモール社外取締役 就任(現任) 2021年10月 株式会社イネブラ創業 代表取締役就任(現任) 2022年 6 月 株式会社令和トラベル社外取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役	本田 浩之	1960年10月30日生	1984年 4 月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホール ディングス) 入社 2000年 4 月 同社執行役員次世代事業開発担当就任 2003年 4 月 同社執行役員 兼 株式会社リクルートHRマーケ ティング(現 株式会社リクルートジョブズ)代表取締役社 長就任 2005年 4 月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホール ディングス)取締役 兼 常務執行役員就任 2005年 4 月 51job, Inc. Director就任 2008年 4 月 同社取締役 兼 専務執行役員就任 2012年 6 月 同社顧問就任 2013年 4 月 株式会社オルトプラス顧問就任 2013年 7 月 同社社外取締役就任 2014年 3 月 株式会社ジーニー取締役就任 2014年 3 月 株式会社リブセンス社外取締役就任 2014年 9 月 Retty株式会社顧問就任 2014年10月 株式会社ダブルスタンダード社外取締役就任 2016年 3 月 REVISIO株式会社社外取締役就任(現任) 2017年12月 Retty株式会社社外取締役就任 2022年11月 当社取締役 就任(現任) 2022年12月 株式会社エモーションテック社外取締役就任(現任)	(注) 3	11,720 (注) 6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	石倉 竜彦	1980年 7月10日生	2005年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2012年 7月 石倉公認会計士事務所開設 所長就任(現任) 2012年 7月 株式会社ジオンコンサルティング取締役 就任 2013年12月 株式会社アカツキ 入社 2014年 6月 株式会社アカツキ 監査役 就任 2015年 3月 株式会社 3 ミニッツ取締役CFO兼経営管理部長 就任 2018年11月 Investment&Co-Creation担当執行役員 就任 2018年11月 株式会社WARC取締役 就任(現任) 2018年11月 当社監査役 就任 2022年 6月 株式会社アカツキ 取締役就任(現任) 2022年11月 当社取締役 就任(現任)	(注) 3	-
監査役 (常勤)	高本 龍弘	1982年 6月13日生	2007年 4月 株式会社ジャフコ 入社 2011年 6月 株式会社メディエーター 入社 2014年 6月 株式会社パラダイムシフト 入社 2014年11月 TBM総研(個人事業)創業 2015年10月 TBM総研を「合同会社TBM総研」に法人化 代表社員就任(現任) 2016年10月 当社監査役 就任(現任)	(注) 4	-
監査役	菊地 加奈子	1977年 4月22日生	2001年 4月 株式会社ロイヤルコントラクトサービス 入社 2003年10月 株式会社アmend 入社 2010年12月 特定社会保険労務士菊地加奈子事務所開業 所長 就任 2012年 9月 株式会社ワーク・イノベーション代表取締役 就任 2017年 6月 社会保険労務士事務所法人化社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 就任(現任) 2019年 5月 当社監査役 就任(現任) 2023年 2月 一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構 代表理事就任(現任)	(注) 4	-
監査役	佐藤 未央	1975年 3月19日生	1997年 4月 日本システムウエア株式会社入社 2001年 6月 デルタエージェント株式会社入社 2006年 4月 最高裁判所司法研修所入所 2007年 9月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2007年 9月 弁護士法人古田 & アソシエイツ法律事務所(現弁護士法人クレア法律事務所)入所 2015年 1月 同事務所パートナー弁護士就任 2015年 5月 株式会社イーゲル社外取締役(現任) 2015年11月 A・佐川法律事務所パートナー弁護士就任(現任) 2019年 3月 KIYOラーニング株式会社社外監査役(現任) 2021年 6月 アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役就任(現任) 2021年 7月 株式会社CLUE社外監査役 2022年11月 当社監査役 就任(現任)	(注) 4	-
計					411,720

(注) 1. 濱田優貴、本田浩之、石倉竜彦は、社外取締役であります。

2. 菊地加奈子、佐藤未央は、社外監査役であります。

3. 2023年 3月 6日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2023年 3月 6日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役中川祥太の所有株式数は、株式会社ブルーマンデイが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

6. 社外取締役本田浩之の所有株式数は、株式会社TEAM-Hが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

7. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行のために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、次の 7名であります。

佐藤治子、村田諒、松吉賢三、生川雅也、藤村彩乃、石井堯之、越川慎司(注)

(注) 越川慎司は2023年 8月末日をもって退任を予定しております。

社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の濱田優貴氏は、株式会社サイブリッジや株式会社メルカリで技術者としての業務経験や経営者としての豊富な経験等、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。同氏が代表取締役を務める法人は、当社が提供する「CASTER BIZ アシスタント」を契約・使用しており、関連当事者取引が発生しておりますが、定価での利用であるため、利益相反取引が生じる恐れはございません。なお、前述以外の人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の本田浩之氏は、当社の普通株式8,240個、新株予約権8,600個を保有しております。この他に当社との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係なく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、社外取締役に選任しております。また、同氏は、上場企業における代表取締役、社外取締役として豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して、社外取締役として選任しております。

社外取締役の石倉壱彦氏は、当社の新株予約権600個を保有しております。この他に同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有し、上場企業における取締役としての経験と幅広い知見を有していることから、経営全般についての助言・提言を期待して、社外取締役として選任しております。

社外監査役の菊地加奈子氏は、社会保険労務士としての企業労務に関する専門的な知識と豊富な経験から、その見識を活かし、当社の監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の佐藤未央氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験から、その見識を活かし、当社の監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を構成する取締役3名を社外取締役とするほか、監査役2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要であると考えており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にした上で、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断ができる人材であることを重視しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部統制の状況を把握し、発言できる体制としております。社外監査役は、監査役会を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の状況を把握し、取締役の職務執行を適正に監査できる体制としております。また、代表取締役が任命する内部監査担当者、会計監査人と定期的及び必要に応じて会合を実施することで、情報共有と連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役制度を採用し監査役会を設置しております。

監査役会は、社外監査役2名を含んだ3名で構成しており、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。なお、監査役高本龍弘は、投資会社のベンチャーキャピタリストとして培われた金融や財務会計に関する相当の知見、企業経営者として経営全般に対する専門的な知識を有しております。また、監査役菊地加奈子は社会保険労務士として労務に関する専門的な知識を有しており、監査役佐藤未央は弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。

最近事業年度において監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高本 龍弘	12回	12回
石倉 竜彦	12回	12回
菊地 加奈子	12回	11回

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、重要書類の閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。また、内部監査人及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

内部監査の状況

内部監査は、内部監査室(1名)を独立した組織として、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能率の向上及び業績の進展に関する監査・指導を行うとともに、監査役と連携して内部統制にかかわる監査・指導を行っております。内部監査担当と監査役は、適宜会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会など、効果的な監査の実施に努めております。さらに、内部監査担当と会計監査人も定期的に会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果について会合を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2021年8月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 白取 一仁

公認会計士 西口 昌宏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他18名であり、会計監査人と常勤監査役は監査の方針について打合せを行うほか、監査役及び内部監査室と適宜種々の意見交換を行い、相互に緊密な連携を図っております。当該監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

e．監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は会計監査人の選定に関しては、独立性及び品質管理体制、監査の方法と結果の相当性、監査報酬の水準に問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たしていることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任することといたしました。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人に対して評価を行っております。同法人の監査の方法と結果は相当であり、当社の会計監査人として職責を果たしていると評価しております。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,000	-	18,000	-

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a．を除く)

該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等からの提案をもとに、監査計画の内容及び監査日数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より委任された代表取締役の中川祥太であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決議された報酬マトリクスに基づいた報酬案を取締役会へ上程する権限を有しております。報酬案が上程された後は取締役会にて合議の上決定されます。

監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、監査役会にて決議された報酬マトリクスに基づき、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を協議し決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

なお、当社では業績連動報酬制度及び退職慰労金制度は採用しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	59	59	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	-	-	1
社外役員	18	14	-	4	5

役員ごとの報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)及び当事業年度(2021年9月1日から2022年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2023年3月1日から2023年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(2022年9月1日から2023年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、2020年11月13日を効力発生日とした連結子会社の吸収合併により、子会社が存在しなくなったため、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 8 月31日)	当事業年度 (2022年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 1,190,911	1 1,792,314
売掛金	2 135,797	2 229,592
前払金	2,054	6,057
前払費用	9,973	35,629
その他	1,149	2,594
貸倒引当金	1,824	3,404
流動資産合計	1,338,061	2,062,784
固定資産		
有形固定資産		
建物	333	333
減価償却累計額	333	333
建物（純額）	0	0
建物附属設備	337	337
減価償却累計額	337	337
建物附属設備（純額）	0	0
工具、器具及び備品	6,288	4,209
減価償却累計額	4,501	3,573
工具、器具及び備品（純額）	1,786	635
有形固定資産合計	1,786	635
無形固定資産		
のれん	5,709	4,281
無形固定資産合計	5,709	4,281
投資その他の資産		
繰延税金資産	-	20,577
その他	1,378	1,176
貸倒引当金	99	-
投資その他の資産合計	1,279	21,754
固定資産合計	8,774	26,671
資産合計	1,346,835	2,089,456

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 8 月31日)	当事業年度 (2022年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	29,612	41,534
短期借入金	1, 3 60,000	1, 3 30,000
1年内償還予定の社債	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	38,892	8,892
未払金	43,058	38,284
未払費用	214,468	317,119
未払法人税等	15,500	3,704
未払消費税等	58,910	117,212
前受金	183,675	-
契約負債	-	176,448
預り金	15,551	23,642
流動負債合計	659,669	956,837
固定負債		
社債	200,000	-
長期借入金	131,108	122,216
固定負債合計	331,108	122,216
負債合計	990,777	1,079,053
純資産の部		
株主資本		
資本金	277,182	49,900
資本剰余金		
資本準備金	1,019,116	1,418,815
その他資本剰余金	21,434	21,434
資本剰余金合計	1,040,550	1,440,249
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	962,037	480,109
利益剰余金合計	962,037	480,109
株主資本合計	355,695	1,010,039
新株予約権	362	362
純資産合計	356,058	1,010,402
負債純資産合計	1,346,835	2,089,456

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2023年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,480,224
売掛金	234,819
その他	30,178
貸倒引当金	3,172
流動資産合計	1,742,049
固定資産	
有形固定資産	7,242
無形固定資産	
のれん	3,211
無形固定資産合計	3,211
投資その他の資産	
その他	12,234
貸倒引当金	356
投資その他の資産合計	11,877
固定資産合計	22,331
資産合計	1,764,381
負債の部	
流動負債	
買掛金	35,993
短期借入金	30,000
1年内償還予定の社債	-
1年内返済予定の長期借入金	100,000
未払費用	320,400
未払法人税等	2,778
契約負債	154,408
その他	139,145
流動負債合計	782,726
固定負債	
長期借入金	-
退職給付引当金	712
固定負債合計	712
負債合計	783,438
純資産の部	
株主資本	
資本金	49,900
資本剰余金	1,440,249
利益剰余金	509,206
株主資本合計	980,942
新株予約権	-
純資産合計	980,942
負債純資産合計	1,764,381

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)	当事業年度 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月31日)
売上高	2,235,478	1 3,338,001
売上原価	1,312,809	2,056,047
売上総利益	922,669	1,281,953
販売費及び一般管理費	2 1,284,802	2 1,444,715
営業損失（ ）	362,132	162,762
営業外収益		
受取利息	8	15
補助金収入	16,210	12,459
雑収入	3,365	1,840
その他	0	-
営業外収益合計	19,584	14,314
営業外費用		
支払利息	2,459	2,165
社債利息	6,999	6,999
株式交付費	1,620	2,797
その他	775	1,373
営業外費用合計	11,856	13,337
経常損失（ ）	354,404	161,784
特別利益		
固定資産売却益	3 48	3 35
新株予約権戻入益	50	-
抱合せ株式消滅差益	15,712	-
特別利益合計	15,810	35
特別損失		
固定資産売却損	-	4 178
減損損失	5 2,477	-
特別損失合計	2,477	178
税引前当期純損失（ ）	341,071	161,927
法人税、住民税及び事業税	4,394	3,704
法人税等調整額	-	20,577
法人税等合計	4,394	16,873
当期純損失（ ）	336,677	145,053

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		1,022,002	77.8	1,668,807	81.2
経費		290,806	22.2	387,239	18.8
売上原価		1,312,809	100.0	2,056,047	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
外注費(千円)	152,768	229,426
業務委託料(千円)	123,200	143,333

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年5月31日)
売上高	3,109,763
売上原価	1,913,916
売上総利益	1,195,847
販売費及び一般管理費	1,215,572
営業損失（ ）	19,725
営業外収益	
受取利息	11
補助金収入	12,339
その他	4,673
営業外収益合計	17,023
営業外費用	
支払利息	6,393
上場関連費用	3,690
その他	2,090
営業外費用合計	12,173
経常損失（ ）	14,876
特別利益	
新株予約権戻入益	362
特別利益合計	362
税引前四半期純損失（ ）	14,513
法人税、住民税及び事業税	2,778
法人税等調整額	11,805
法人税等合計	14,583
四半期純損失（ ）	29,096

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	49,900	791,833	21,434	813,267	625,359	625,359	237,807	50	237,857
当期変動額									
新株の発行	227,282	227,282		227,282			454,565		454,565
当期純損失（　）					336,677	336,677	336,677		336,677
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								312	312
当期変動額合計	227,282	227,282	-	227,282	336,677	336,677	117,887	312	118,200
当期末残高	277,182	1,019,116	21,434	1,040,550	962,037	962,037	355,695	362	356,058

当事業年度(自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	277,182	1,019,116	21,434	1,040,550	962,037	962,037	355,695	362	356,058
当期変動額									
新株の発行	399,699	399,699		399,699			799,398		799,398
減資	626,981		626,981	626,981			-		-
欠損填補			626,981	626,981	626,981	626,981	-		-
当期純損失（ ）					145,053	145,053	145,053		145,053
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-	-
当期変動額合計	227,282	399,699	-	399,699	481,927	481,927	654,344	-	654,344
当期末残高	49,900	1,418,815	21,434	1,440,249	480,109	480,109	1,010,039	362	1,010,402

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)	当事業年度 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（ ）	341,071	161,927
減価償却費	1,654	1,015
のれん償却額	1,427	1,427
減損損失	2,477	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,084	1,480
受取利息及び受取配当金	8	15
支払利息	2,459	2,165
社債利息	6,999	6,999
為替差損益（ は益）	-	728
有形固定資産売却損益（ は益）	48	143
新株予約権戻入益	50	-
抱合せ株式消滅差損益（ は益）	15,712	-
売上債権の増減額（ は増加）	22,643	93,794
その他の流動資産の増減額（ は増加）	917	31,143
仕入債務の増減額（ は減少）	14,657	11,921
未払金の増減額（ は減少）	7,953	4,913
未払費用の増減額（ は減少）	78,715	102,666
未払消費税等の増減額（ は減少）	13,964	58,301
契約負債の増減額（ は減少）	16,002	7,227
その他の流動負債の増減額（ は減少）	3,596	4,519
その他	865	607
小計	243,241	116,082
利息及び配当金の受取額	8	15
利息の支払額	8,597	9,141
法人税等の支払額	1,259	2,892
法人税等の還付額	7,284	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	245,805	128,099
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	30,000	-
有形固定資産の取得による支出	1,238	269
有形固定資産の売却による収入	92	400
無形固定資産の取得による支出	1,963	-
長期前払費用の取得による支出	935	405
敷金及び保証金の差入による支出	300	-
敷金及び保証金の回収による収入	10,558	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,785	275

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)	当事業年度 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	-	30,000
長期借入れによる収入	40,000	-
長期借入金の返済による支出	-	38,892
株式の発行による収入	454,565	799,398
新株予約権の発行による収入	362	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	494,927	730,506
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	728
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	225,336	601,402
現金及び現金同等物の期首残高	877,315	1,160,911
子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 （ は減少）	² 58,258	-
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,160,911	¹ 1,762,314

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却をしております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費等は、支出時に全額費用として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・CASTER BIZシリーズ

「CASTER BIZシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用に関する日々の様々な業務を「優秀なりもて働くアシスタント」に依頼できるサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的または反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・在宅派遣

「在宅派遣」は、求職者へ在宅勤務を前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつスタッフを全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣サービスであります。

人材サービスは顧客との契約期間にわたる日常的または反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却をしております。

6. 繰延資産の処理方法

株式交付費等は、支出時に全額費用として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産20,577千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の使用により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高成長率の予測であります。

主要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、将来売上高が変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該会計基準等の適用により財務諸表に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」を当事業年度より「契約負債」として表示しております。ただし、収益認識会計基準第89 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の拡大による当社への影響は現時点で限定的であり、前事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の拡大による当社への影響は現時点で限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年 8 月31日)	当事業年度 (2022年 8 月31日)
現金及び預金(定期預金)	30,000千円	30,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年 8 月31日)	当事業年度 (2022年 8 月31日)
短期借入金	30,000千円	30,000千円

2 顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3 . (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3 運転資金の効率的な調達を行うため、前事業年度は取引銀行 1 行、当事業年度は取引銀行 2 行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年 8 月31日)	当事業年度 (2022年 8 月31日)
当座貸越極度額の総額	30,000千円	90,000千円
借入実行残高	30,000	30,000
差引額	-	60,000

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25.5%、当事業年度19.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74.5%、当事業年度80.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
給料賃金	447,331千円	527,593千円
業務委託料	127,779	160,940
広告宣伝費	323,000	273,383
減価償却費	1,654	1,015
のれん償却額	1,427	1,427
貸倒引当金繰入額	1,084	2,602

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
工具、器具及び備品	48千円	35千円
計	48	35

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	178千円
計	-	178

5 減損損失の内容は次のとおりであります。

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
宮崎県西都市	事業用資産	ソフトウェア	2,477

当社は、原則として、継続的に損益を把握している管理会計の区分を基準としてグルーピングを行っております。

前事業年度2021年6月の取締役会において、「bosyu」運営事業からの撤退が決定されたため、当該事業に使用するソフトウェアの回収可能価額をゼロとして評価し、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
A 1 種優先株式	9,990	-	-	9,990
A 2 種優先株式	4,333	-	-	4,333
B 種優先株式	4,857	-	-	4,857
C 種優先株式	5,358	-	-	5,358
D 種優先株式(注)	-	1,599	-	1,599
合計	34,538	1,599	-	36,137

(注) D種優先株式の株式数の増加1,599株は、第三者割当増資による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	362
合計		-	-	-	-	362

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
A 1 種優先株式	9,990	-	-	9,990
A 2 種優先株式	4,333	-	-	4,333
B 種優先株式	4,857	-	-	4,857
C 種優先株式	5,358	-	-	5,358
D 種優先株式(注)	1,599	2,812	-	4,411
合計	36,137	2,812	-	38,949

(注) D種優先株式の株式数の増加2,812株は、第三者割当増資による新株の発行によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	362
合計		-	-	-	-	362

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	当事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
現金及び預金勘定	1,190,911千円	1,792,314千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	30,000	30,000
現金及び現金同等物	1,160,911	1,762,314

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

2020年11月13日に吸収合併した株式会社bosyuより承継した資産及び負債の主な内訳は下記のとおりであります。

合併により承継した資産及び負債

流動資産(注)	60,081千円
固定資産	-
資産合計	60,081
流動負債	41,848
固定負債	-
負債合計	41,848

(注) 流動資産の中には、「現金及び預金」が58,258千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額」として表示しております。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(2021年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年8月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入、社債発行)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

短期借入金及び長期借入金並びに社債は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営企画室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,190,911	1,190,911	-
(2) 売掛金	135,797	135,797	-
資産計	1,326,708	1,326,708	-
(1) 買掛金	29,612	29,612	-
(2) 短期借入金	60,000	60,000	-
(3) 未払費用	214,468	214,468	-
(4) 未払消費税等	58,910	58,910	-
(5) 社債	200,000	199,901	98
(6) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	170,000	170,012	12
負債計	732,991	732,905	85

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

これは元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

これは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	1,190,911	-	-	-
売掛金	135,797	-	-	-
合計	1,326,708	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超(千円)
短期借入金	60,000	-	-	-	-	-
社債	-	200,000	-	-	-	-
長期借入金	38,892	8,892	108,892	8,892	4,432	-
合計	98,892	208,892	108,892	8,892	4,432	-

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入、社債発行)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営企画室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,792,314	1,792,314	-
(2) 売掛金	229,592	229,592	-
資産計	2,021,906	2,021,906	-
(1) 買掛金	41,534	41,534	-
(2) 短期借入金	30,000	30,000	-
(3) 未払費用	317,119	317,119	-
(4) 未払消費税等	117,212	117,212	-
(5) １年内償還予定の社債	200,000	199,950	49
(6) 長期借入金(１年以内返済予定を含む)	131,108	131,042	65
負債計	836,974	836,859	114

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内(千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超(千円)
現金及び預金	1,792,314	-	-	-
売掛金	229,592	-	-	-
合計	2,021,906	-	-	-

４．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超(千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
社債	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	8,892	108,892	8,892	4,432	-	-
合計	238,892	108,892	8,892	4,432	-	-

５．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産計	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年8月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	229,592	-	229,592
資産計	-	229,592	-	229,592
買掛金	-	41,534	-	41,534
短期借入金	-	30,000	-	30,000
未払費用	-	317,119	-	317,119
未払消費税等	-	117,212	-	117,212
1年内償還予定の社債	-	199,950	-	199,950
長期借入金(1年以内償還予定を含む)	-	131,042	-	131,042
負債計	-	836,859	-	836,859

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金、未払費用、未払消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度(2021年 8 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年 8 月31日)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度(2021年 8 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年 8 月31日)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度(2021年 8 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年 8 月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業でありストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	当事業年度
新株予約権戻入益	50千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 11名 子会社従業員 2名	受託者 1名 (注)3	当社取締役 1名 当社執行役員 3名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 66,880株	普通株式 40,000株	普通株式 23,200株
付与日	2019年6月6日	2019年6月6日	2020年5月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2021年6月1日 至 2029年5月31日	自 2020年12月1日 至 2029年6月5日	自 2022年5月28日 至 2030年5月27日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役員 1名	受託者 1名 (注)4
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 3,960株	普通株式 50,000株
付与日	2020年11月27日	2020年12月7日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年11月28日 至 2030年11月27日	自 2024年12月1日 至 2030年12月6日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

3. 本新株予約権は、税理士である栗田倫也を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了時に当社が受益者として選定した者に交付されます。

4. 本新株予約権は、社会保険労務士である榊裕葵を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了時に当社が受益者として選定した者に交付されます。

5. 2023年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後及び2023年7月5日付株式併合（普通株式5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度(2021年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	60,160	40,000	23,200
付与	-	-	-
失効	320	40,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	59,840	-	23,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	3,960	50,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	3,960	50,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2023年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後及び2023年7月5日付株式併合（普通株式5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,875	1,875	1,925
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,450	2,450
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2023年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後及び2023年7月5日付株式併合（普通株式5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

4．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

5．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

6．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 229,936千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | - 千円 |

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業でありStock・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	当事業年度
新株予約権戻入益	- 千円

3. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 11名 子会社従業員 2名	当社取締役 1名 当社執行役員 3名 社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社執行役員 1名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 66,880株	普通株式 23,200株	普通株式 3,960株
付与日	2019年6月6日	2020年5月27日	2020年11月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2021年6月1日 至 2029年5月31日	自 2022年5月28日 至 2030年5月27日	自 2022年11月28日 至 2030年11月27日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	受託者 1名 (注)3	当社取締役 3名 当社執行役員 5名 当社従業員 3名	当社執行役員 2名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 50,000株	普通株式 15,440株	普通株式 800株
付与日	2020年12月7日	2022年7月26日	2022年8月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2024年12月1日 至 2030年12月6日	自 2024年7月27日 至 2032年7月26日	自 2024年9月1日 至 2032年7月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 Stock・オプション制度の内容」に記載しております。

3. 本新株予約権は、社会保険労務士である榊裕葵を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了時に当社が受益者として選定した者に交付されます。

4. 2023年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後及び2023年7月5日付株式併合（普通株式5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	59,840	23,200	3,960
付与	-	-	-
失効	200	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	59,640	23,200	3,960
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	50,000	-	-
付与	-	15,440	800
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	50,000	15,440	800
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2023年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後及び2023年7月5日付株式併合（普通株式5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 8 回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,875	1,925	2,450
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,450	3,750	3,750
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2023年3月7日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後及び2023年7月5日付株式併合（普通株式5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

4．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

5．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

6．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 198,168千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | - 千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(2021年 8 月31日)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 8 月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	497,941千円
その他	22,765
繰延税金資産小計	520,707
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	497,941
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	21,267
評価性引当額小計	519,209
繰延税金資産合計	1,498
繰延税金負債	
負債調整勘定	1,498
繰延税金負債合計	1,498
繰延税金資産の純額	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2021年 8 月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	12,257	22,910	23,369	439,404	497,941
評価性引当額	-	-	12,257	22,910	23,369	439,404	497,941
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2022年 8 月31日)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年 8 月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	537,360千円
その他	32,287
繰延税金資産小計	569,648
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	533,982
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	13,972
評価性引当額小計	547,954
繰延税金資産合計	21,693
繰延税金負債	
負債調整勘定	1,115
繰延税金負債合計	1,115
繰延税金資産の純額	20,577

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2022年 8 月31日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	12,257	22,910	23,369	109,091	369,731	537,360
評価性引当額	-	8,879	22,910	23,369	109,091	369,731	533,982
繰延税金資産	-	3,377	-	-	-	-	(2) 3,377

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(2) 繰延税金資産は、事業計画を踏まえ回収可能であると判断しています。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(2021年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年8月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 株式会社キャスト

事業内容 リモートワーカーを活用して顧客企業へBPOを提供する「リモートアシスタント事業」及び顧客企業がリモートワーカーを活用するための人材採用等の支援やソフトウェアを提供する「リモートワークサポート事業」

(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社bosyu

事業内容 SNSを利用した募集サイト「bosyu」の運営事業を含む全事業

(2) 企業結合日

2020年11月13日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社bosyuを消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

株式会社キャスト

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、企業構造のスリム化により経営資源の有効活用と業務効率の改善を行い、事業基盤の強化を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度(2021年 8 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年 8 月31日)

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度(2021年 8 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年 8 月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、その他事業については、さらに財・サービスの区分により分解しております。

(単位：千円)

WaaS事業	
WaaS	2,653,315
計	2,653,315
その他事業	
在宅派遣	618,041
その他	66,643
計	684,685
顧客との契約から生じる収益	3,338,001
外部顧客への売上高	3,338,001

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」に含まれております。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	135,797	229,592
契約負債	183,675	176,448

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

また、当事業年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取り(契約負債の増加)と収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、「WaaS事業」、「その他事業」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントにおいて展開しているサービスは以下のとおりであります。

WaaS事業・・・CASTER BIZシリーズ、My Assistant、bizhike

その他事業・・・在宅派遣、Reworker、事業開発機能

2. 報告セグメントごとの売上高・利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高・利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	WaaS事業	その他事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,783,627	451,851	2,235,478	2,235,478	-	2,235,478
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,783,627	451,851	2,235,478	2,235,478	-	2,235,478
セグメント利益又は損失 ()	55,046	28,675	26,371	26,371	388,504	362,132

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 388,504千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

3. セグメント資産及びセグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	WaaS事業	その他事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,653,315	684,685	3,338,001	3,338,001	-	3,338,001
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,653,315	684,685	3,338,001	3,338,001	-	3,338,001
セグメント利益又は損失 ()	275,395	20,715	296,110	296,110	458,872	162,762

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 458,872千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

3. セグメント資産及びセグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載しておりません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

WaaS事業	その他事業	合計
-	2,477	2,477

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

のれんの償却額1,427千円及び未償却残高5,709千円は、報告セグメントに配分していません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

のれんの償却額1,427千円及び未償却残高4,281千円は、報告セグメントに配分していません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	中川 祥太	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 4.2 間接 23.5	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注) 1	30,000 (注) 2	-	-

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して当社代表取締役中川祥太の債務保証を受けております。取引金額については、期末借入残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、当該債務被保証については、2022年2月25日に全て解消しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

当事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	中川 祥太	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 3.9 間接 21.8	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注) 1	30,000 (注) 2	-	-

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して当社代表取締役中川祥太の債務保証を受けております。取引金額については、期末借入残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、当該債務被保証については、2022年2月25日に全て解消しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)	当事業年度 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月31日)
1 株当たり純資産額	1,163.99円	1,173.06円
1 株当たり当期純損失()	243.66円	95.48円

(注) 1 株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)	当事業年度 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月31日)
1 株当たり当期純損失()		
当期純損失()(千円)	336,677	145,053
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	336,677	145,053
普通株式の期中平均株式数(株)	普通株式 400,000 A 1 種優先株式399,600 A 2 種優先株式173,320 B種優先株式194,280 C種優先株式214,320 D種優先株式63,960 計1,445,480	普通株式 400,000 A 1 種優先株式399,600 A 2 種優先株式173,320 B種優先株式194,280 C種優先株式214,320 D種優先株式176,440 計1,557,960
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類(新株予約権の数4,148個)	新株予約権 7 種類(新株予約権の数4,554個)

- (注) 1 . 1 株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
- 2 . A 1 種優先株式、A 2 種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式は、剰余金の配当請求について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
- 3 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 4 . 2023年 3 月 7 日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割をしております。また、2023年 7 月 5 日付で普通株式 5 株を 1 株に併合しております。前事業年度の期首に当該株式分割および株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失()を算定しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 8 月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年5月31日)
減価償却費	491千円
のれんの償却額	1,070

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自2022年9月1日 至2023年5月31日)

1．配当金支払額

該当事項はありません。

2．基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2022年9月1日 至 2023年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	WaaS事業	その他事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,480,727	629,035	3,109,763	3,109,763	-	3,109,763
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,480,727	629,035	3,109,763	3,109,763	-	3,109,763
セグメント利益又は損失 ()	487,147	107,504	379,642	379,642	399,368	19,725

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 399,368千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、その他事業については、さらに財・サービスの区分により分解しております。

当第3四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年5月31日）

(単位：千円)

WaaS事業	
WaaS	2,480,727
計	2,480,727
その他事業	
在宅派遣	582,719
その他	46,315
計	629,035
顧客との契約から生じる収益	3,109,763
外部顧客への売上高	3,109,763

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年5月31日)
1株当たり四半期純損失()	18.67円
(算定上の基礎)	
四半期純損失()(千円)	29,096
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	29,096
普通株式の期中平均株式数(株)	1,557,960
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割をしております。また、2023年7月5日付で普通株式5株を1株に併合しております。当事業年度の期首に当該株式分割および株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失()を算定しております。

(重要な後発事象)

１．定款の一部変更

当社は、2023年7月4日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更しております。

(１) 変更の理由

上場後の株価形成の見通しを鑑み、発行可能株式総数を変更いたしました。

(２) 変更の内容

(発行可能株式総数の変更)

変更前の発行可能株式総数	31,000,000株
今回の変更により減少する発行可能株式総数	24,768,160株
変更後の発行可能株式総数	6,231,840株

(３) 変更の効力発生日

2023年7月5日

２．株式併合

当社は、2023年6月19日開催の取締役会において、2023年7月4日開催の臨時株主総会に株式併合について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認可決されております。

(１) 株式併合の目的

当社は、上場後の株価形成の見通しを鑑み、普通株式5株を1株の割合をもって併合いたしました。

(２) 株式併合の概要

併合の方法

2023年7月5日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式5株につき1株の割合をもって併合いたしました。

併合により減少した株式数

株式併合前の発行済株式総数	7,789,800株
株式併合により減少する株式数	6,231,840株
株式併合後の発行済株式総数	1,557,960株

株式併合の効力発生日

2023年7月5日

１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

(3) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式併合に伴い、2023年7月5日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第8回新株予約権	375円	1,875円
第10回新株予約権	385円	1,925円
第11回新株予約権	490円	2,450円
第13回新株予約権	750円	3,750円
第14回新株予約権	750円	3,750円
第15回新株予約権	750円	3,750円

(4) 資本金の額の変更

今回の株式併合による資本金の額の変更はございません。

【附属明細表】(2022年8月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	333	-	-	333	333	-	0
建物附属設備	337	-	-	337	337	-	0
工具、器具及び備品	6,288	408	2,487	4,209	3,573	1,015	635
有形固定資産計	6,959	408	2,487	4,880	4,244	1,015	635
無形固定資産							
のれん	7,136	-	-	7,136	2,854	1,427	4,281
無形固定資産計	7,136	-	-	7,136	2,854	1,427	4,281

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(注)2	2020年5月15日	200,000	200,000 (200,000)	3.5	なし	2023年5月31日
合計	-	200,000	200,000 (200,000)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	21種優先株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	6,911.25 ()
発行価額の総額(千円)	200,000
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2020年5月15日 至 2023年5月31日

2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当該株式分割及び株式併合の影響を考慮し、転換価額を276,450円から6,911.25円に調整しております。

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

３．決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内(千円)	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
200,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60,000	30,000	1.9	-
１年以内に返済予定の長期借入金	38,892	8,892	1.6	-
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	131,108	122,216	0.8	2024年～2026年
合計	230,000	161,108	-	-

(注) １．平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	108,892	8,892	4,432	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,923	2,602	1,121	-	3,404

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2022年8月31日現在)

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	123
預金	
普通預金	1,762,190
定期預金	30,000
小計	1,792,190
合計	1,792,314

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エン・ジャパン株式会社	16,183
MANGO株式会社	13,491
株式会社ビザスク	11,744
西都市	8,333
Septeni Japan株式会社	6,167
その他	173,672
合計	229,592

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
135,797	3,671,377	3,577,582	229,592	94.0	18

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
亀谷光弘	641
桜井玲於奈	497
吉岡一樹	462
植木夏子	408
urbase合同会社	404
その他	39,121
合計	41,534

ロ．１年内償還予定の社債

相手先	金額(千円)
あおぞらHYBRID 1 号投資事業有限責任組合	200,000
合計	200,000

ハ．未払費用

相手先	金額(千円)
従業員	279,166
株式会社リスキーブランド	4,785
EY新日本有限責任監査法人	3,960
未払利息	2,969
大和証券株式会社	1,760
その他	24,478
合計	317,119

ニ．未払消費税等

相手先	金額(千円)
消費税及び地方消費税	117,212
合計	117,212

ホ．契約負債

相手先	金額(千円)
株式会社NTTドコモ	20,790
株式会社サン・クリーンサービス	5,896
株式会社ウィルゲート	5,837
株式会社ユーザベース	5,454
株式会社キュービック	3,803
その他	134,665
合計	176,448

固定負債

イ．長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社日本政策金融公庫	100,000
株式会社宮崎銀行	22,216
合計	122,216

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 9 月 1 日から翌年 8 月31日まで
定時株主総会	事業年度末日から 3 ヶ月以内
基準日	毎年 8 月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年 8 月末日 毎年 2 月末日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告によりおこないます。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告URL：https://caster.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 . 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第 1 項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 . 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 2月28日	Gunosy Capital Pte. Ltd. CEO 木村新司	Its 18 Robinson, 20-02, 18 Robinson Road, Singapore, 048547	特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社 Gunosy Capital 代表社員 株式会社 Gunosy 職務執行者 木村 新司	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 41,200	1,947,143.07 USD (1株当たり 47.26USD) (注) 4	所有者の事情による
2023年 2月24日	-	-	-	インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 本間 真彦	東京都港区赤坂一丁目12番32号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A1種優先株式 371,600 普通株式 371,600	-	A1種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	WiL Fund II, L.P.	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA94301, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A1種優先株式 28,000 普通株式 28,000	-	A1種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役社長 平野 清久	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A2種優先株式 133,320 普通株式 133,320	-	A2種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 落合 昭	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A2種優先株式 40,000 普通株式 40,000	-	A2種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役社長 平野 清久	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 24,800 普通株式 24,800	-	B種優先株式の普通株式への転換 (注) 5

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 2月24日	-	-	-	SMBC ベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合員 SMBC ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 落合 昭	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 7,480 普通株式 7,480	-	B種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	WiL Fund II, L.P.	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA94301, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 162,000 普通株式 162,000	-	B種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	合同会社 Gunosy Capital 代表社員 株式会社 Gunosy 職務執行者 木村 新司	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 41,200 普通株式 41,200	-	C種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	STRIVE III 投資事業有限責任組合員 STRIVE III 有限責任事業組合組合員 STRIVE 株式会社 職務執行者 天野 雄介	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル3階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 103,080 普通株式 103,080	-	C種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	Conyers Trust Company (Cayman) Limited Cricket Square, Hutchins Drive PO Box 2681 Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 56,320 普通株式 56,320	-	D種優先株式の普通株式への転換 (注) 5
2023年 2月24日	-	-	-	グリーンコインベスト投資事業有限責任組合員 グリーンコインベスト合同会社 代表社員 グリーンコインベスト一般社団法人 職務執行者 鄭 武壽	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 56,280 普通株式 56,280	-	D種優先株式の普通株式への転換 (注) 5

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)から起算して2年前の日(2020年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、マルチプル法とDCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)を用いて第三者算定機関が算出した価格を基に、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
6. 当社は、2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割及び株式併合後の数値に換算して記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	株式
発行年月日	2021年 8 月31日	2021年12月22日	2022年 1 月28日
種類	D種優先株式	D種優先株式	D種優先株式
発行数	63,960株 (注) 8	70,320株 (注) 8	42,160株 (注) 8
発行価格	7,107.025円 (注) 8	7,107.025円 (注) 8	7,107.025円 (注) 8
資本組入額	3,553.5125円 (注) 8	3,553.5125円 (注) 8	3,553.5125円 (注) 8
発行価額の総額	454,565,319円	499,765,998円	299,632,174円
資本組入額の総額	227,282,660円	249,882,999円	149,816,087円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	-	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2020年11月27日	2020年12月 7 日	2022年 7 月26日	2022年 8 月31日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 3,960株 (注) 8	普通株式 50,000株 (注) 8	普通株式 15,440株 (注) 8	普通株式 800株 (注) 8
発行価格	2,450円 (注) 8	2,450円 (注) 8	3,750円 (注) 8	3,750円 (注) 8
資本組入額	1,225円 (注) 8	1,225円 (注) 8	1,875円 (注) 8	1,875円 (注) 8
発行価額の総額	9,702,000円	122,500,000円	57,900,000円	3,000,000円
資本組入額の総額	4,851,000円	61,250,000円	28,950,000円	1,500,000円
発行方法	2020年11月27日開催 の定時株主総会にお いて、会社法第238 条の規定に基づく新 株予約権の付与(ス tock・オプション) に関する決議を行 っております。	2020年11月27日開催 の定時株主総会にお いて、会社法第236 条及び第238条の規 定に基づく新株予約 権の付与(ストック ・オプション)に関 する決議を行って おります。	2022年 7 月26日開催 の臨時株主総会にお いて、会社法第238 条の規定に基づく新 株予約権の付与(ス tock・オプション) に関する決議を行 っております。	2022年7月26日開催 の臨時株主総会にお いて、会社法第238 条の規定に基づく新 株予約権の付与(ス tock・オプション) に関する決議を行 っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2022年12月26日	2023年7月10日	2023年7月10日
種類	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)	第17回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 2,000株 (注) 8	普通株式 23,920株	普通株式 11,560株
発行価格	3,750円 (注) 8	1,650円	1,650円
資本組入額	1,875円 (注) 8	825円	825円
発行価額の総額	7,500,000円	39,468,000円	19,074,000円
資本組入額の総額	3,750,000円	19,734,000円	9,537,000円
発行方法	2022年7月26日開催の臨時株主総会において、会社法第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年7月4日開催の臨時株主総会において、会社法第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年7月4日開催の臨時株主総会において、会社法第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2022年8月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
5. 割当価格は、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式を基に、当事者間の協議により決定した価格であります。
6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,450円 (注)8	1株につき2,450円 (注)8	1株につき3,750円 (注)8	1株につき3,750円 (注)8
行使期間	2022年11月28日から 2030年11月27日まで	2024年12月1日から 2030年12月6日まで	2024年7月27日から 2032年7月26日まで	2024年9月1日から 2032年7月26日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき3,750円 (注)8	1株につき1,650円	1株につき1,650円
行使期間	2024年12月27日から 2032年7月26日まで	2025年7月6日から 2033年7月5日まで	2025年7月6日から 2033年7月5日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

8. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割及び株式併合後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

9. 新株予約権 は、2023年5月31日付でその全部が消滅しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
IF Growth Opportunity Fund I, L.P. General Partner, Incubate Fund Growth I (GP), Limited Director INCUBATE FUND MANAGEMENT PTE. LTD. Director Kwong Xiang Yao	Cricket Square, Hutchins Drive PO Box 2681 Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands	投資事業 任組合	56,320	400,267,648 (7,107.025)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社TEAM-H 代表取締役 本田浩之 資本金 100万円	千葉県浦安市日の出 丁目4番C-301号	経営コン サルティ ング業等	3,480	24,732,447 (7,107.025)	-
杉田 浩章	東京都港区	会社役員	2,080	14,782,612 (7,107.025)	-
株式会社ベーター 代表取締役 小林大三 資本金 10万円	東京都文京区白山二丁 目7番2号	有価証券 の取得、 保有及び 売買等	2,080	14,782,612 (7,107.025)	-

(注) 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割及び株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
グリーンコインベスト投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 グリーンコ インベスト合同会社 代表社員 グリーンコインベ スト一般社団法人 職務執行者 鄭武壽	東京都千代田区霞ヶ関 三丁目2番5号	投資事業 組合	56,280	399,983,367 (7,107.025)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
第一生命保険株式会社 代表取締役社長 稲垣精二 資本金 600億円	東京都千代田区有楽町 一丁目13番1号	保険業	14,040	99,782,631 (7,107.025)	-

(注) 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割及び株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Axiom Asia 6, L.P. Managing Partner Ng Chi Man Edmond	Willow House, Cricket Square, PO Box 709, Grand Cayman KY1-1107, Cayman Islands	投資事業 組合	17,160	121,956,549 (7,107.025)	-
Axiom Asia 6-A SCSp SICAV-RAIF Class A Manager Ng Chi Man Edmond Class B Manager Andreas Seiwert	2 rue Jean Monnet, 2180 Luxembourg	投資事業 組合	10,960	77,892,994 (7,107.025)	-
UNICORN2号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 山口キャピタル株式会社 代表取締役 伊藤忠志	山口県山口市小郡下郷 1229番地 6	投資事業 組合	14,040	99,782,631 (7,107.025)	-

(注) 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割及び株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
石倉 秀明	東京都港区	会社役員	1,200	2,940,000 (2,450)	特別利害関係者 (当社取締役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割及び株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権

新株予約権は、2023年5月31日付でその全部が消滅しているため、記載を省略しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
川村 尚弘	東京都品川区	会社役員	4,800	18,000,000 (3,750)	特別利害関係者 (当社取締役)
齋藤 貢基	東京都中央区	会社員	2,920	10,950,000 (3,750)	当社従業員
森岡 由布子	宮崎県宮崎市	会社役員	2,600	9,750,000 (3,750)	特別利害関係者 (当社取締役)
石倉 秀明	東京都港区	会社役員	2,000	7,500,000 (3,750)	特別利害関係者 (当社取締役)
松吉 賢三	東京都荒川区	会社員	1,320	4,950,000 (3,750)	当社執行役員

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員は5名であり、その割当株式の総数は1,600株です。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
3. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割及び株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
村田 諒	東京都八王子市	会社員	600	2,250,000 (3,750)	当社執行役員
佐藤 治子	北海道石狩市	会社員	200	750,000 (3,750)	当社執行役員

（注）2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割及び株式併合後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
大井 満英	東京都狛江市	会社員	800	3,000,000 (3,750)	当社従業員
本田 浩之	千葉県浦安市	会社役員	600	2,250,000 (3,750)	特別利害関係者 (当社取締役)
石倉 竜彦	東京都中央区	会社役員	600	2,250,000 (3,750)	特別利害関係者 (当社取締役)

（注）2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割及び株式併合後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
本田 浩之	千葉県浦安市	会社役員	8,000	13,200,000 (1,650)	特別利害関係者 (当社取締役)
生川 雅也	東京都中央区	会社員	2,400	3,960,000 (1,650)	当社執行役員
佐藤 治子	北海道石狩市	会社員	1,280	2,112,000 (1,650)	当社執行役員
石井 堯之	神奈川県横浜市南区	会社員	1,200	1,980,000 (1,650)	当社執行役員
成相 陽平	千葉県船橋市	会社員	1,200	1,980,000 (1,650)	当社従業員

（注）新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員は67名であり、その割当株式の総数は9,840株です。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
FigureFour LLC Director Naoki Shibata 資本金 USD \$1	4778 Dewey Dr, Fair Oaks, CA 95628, USA	コンサルティング業	3,360	5,544,000 (1,650)	当社の業務委託先
岸 勇希	東京都港区	個人事業主	2,400	3,960,000 (1,650)	当社の外部協力者
越川 慎司	東京都港区	個人事業主	2,000	3,300,000 (1,650)	当社の外部協力者
J合同会社 代表社員 披村淳一 資本金 10万円	東京都台東区東上野四 丁目 6 番 5 号 甲祐ビ ル 2 階	業務受託・ 代行業	1,600	2,640,000 (1,650)	当社の業務委託先
池村 公男	東京都世田谷区	個人事業主	1,280	2,112,000 (1,650)	当社の外部協力者
坂井 真吾	千葉県船橋市	個人事業主	600	990,000 (1,650)	当社の外部協力者
田端 信太郎	東京都港区	個人事業主	240	396,000 (1,650)	当社の外部協力者
竹之内 知聖	東京都港区	個人事業主	40	66,000 (1,650)	当社の外部協力者
James Matthews	イギリス	個人事業主	40	66,000 (1,650)	当社の外部協力者

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合(注)1	東京都港区赤坂一丁目12番32号	371,600	21.92
株式会社ブルーマンデイ(注)1、2	東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号 宮益坂ビルディング609	340,000	20.05
WiL Fund , L.P.(注)1	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA94301, USA	190,000	11.21
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	158,120	9.33
STRIVE 投資事業有限責任組合(注)1	東京都港区赤坂一丁目12番32号	103,080	6.08
中川 祥太(注)1、3	神奈川県横浜市青葉区 Cricket Square, Hutchins Drive PO Box 2681 Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands	60,000	3.54
IF Growth Opportunity Fund I, L.P.(注)1	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号	56,320	3.32
グリーンコインベスト投資事業有限責任組合(注)1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	56,280	3.32
SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合(注)1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	47,480	2.80
合同会社Gunosy Capital(注)1	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア	41,200	2.43
石倉 秀明(注)4	東京都港区	29,200 (29,200)	1.72 (1.72)
ディップ株式会社	東京都港区六本木三丁目2番1号	20,600	1.21
UNICORNファンド投資事業有限責任組合	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	20,600	1.21
森岡 由布子(注)4	宮城県宮崎市	18,600 (18,600)	1.10 (1.10)
Axiom Asia 6, L.P.	Willow House, Cricket Square, PO Box 709, Grand Cayman KY1-1107, Cayman Islands	17,160	1.01
本田 浩之(注)4	千葉県浦安市	16,840 (8,600)	0.99 (0.51)
村田 諒(注)5	東京都八王子市	16,800 (16,800)	0.99 (0.99)
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	14,040	0.83
UNICORN2号ファンド投資事業有限責任組合	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	14,040	0.83
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	12,360	0.73
岩谷 翼(注)5	東京都中央区	12,000 (12,000)	0.71 (0.71)
Axiom Asia 6-A SCSp SICAV-RAIF	2 rue Jean Monnet, 2180 Luxembourg	10,960	0.65
杉田 浩章	東京都港区	10,320	0.61
川村 尚弘(注)4	東京都品川区	8,800 (8,800)	0.52 (0.52)
藤村 彩乃(注)5	神奈川県藤沢市	4,720 (4,720)	0.28 (0.28)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TEAM-H(注) 2	千葉県浦安市日の出一丁目4番C-301号	3,480	0.21
Figure Four LLC	4778 Dewey Dr, Fair Oaks, CA 95628, USA	3,360 (3,360)	0.20 (0.20)
齋藤 貢基(注) 5	東京都中央区	2,920 (2,920)	0.17 (0.17)
生川 雅也(注) 5	東京都中央区	2,400 (2,400)	0.14 (0.14)
岸 勇希	東京都港区	2,400 (2,400)	0.14 (0.14)
越川 慎司	東京都港区	2,400 (2,400)	0.14 (0.14)
佐藤 治子(注) 5	北海道石狩市	2,400 (2,400)	0.14 (0.14)
株式会社ベーター	東京都文京区白山二丁目7番2号	2,080	0.12
J合同会社	東京都台東区東上野四丁目6番5号 甲祐ビル2階	1,600 (1,600)	0.09 (0.09)
松吉 賢三(注) 5	東京都荒川区	1,320 (1,320)	0.08 (0.08)
亀谷 佳永(注) 5	神奈川県横浜市緑区	1,320 (1,320)	0.08 (0.08)
池村 公男	東京都世田谷区	1,280 (1,280)	0.08 (0.08)
石井 堯之(注) 5	神奈川県横浜市南区	1,200 (1,200)	0.07 (0.07)
島野 麻衣子(注) 5	山形県酒田市	1,200 (1,200)	0.07 (0.07)
成相 陽平(注) 5	千葉県船橋市	1,200 (1,200)	0.07 (0.07)
金井 理菜(注) 5	長野県松本市	1,120 (1,120)	0.07 (0.07)
多比良 菜々絵(注) 5	長崎県島原市	960 (960)	0.06 (0.06)
大井 満英(注) 5	東京都狛江市	800 (800)	0.05 (0.05)
宮川 美穂(注) 5	北海道苫小牧市	680 (680)	0.04 (0.04)
森脇 和裕(注) 5	東京都中央区	680 (680)	0.04 (0.04)
高見 明大(注) 5	宮崎県宮崎市	680 (680)	0.04 (0.04)
稲留 侑希(注) 5	福岡県福岡市東区	640 (640)	0.04 (0.04)
石倉 壱彦(注) 4	東京都中央区	600 (600)	0.04 (0.04)
坂井 真吾	千葉県船橋市	600 (600)	0.04 (0.04)
麻生 可南子(注) 5	東京都府中市	480 (480)	0.03 (0.03)
他61名	-	6,600 (6,600)	0.39 (0.39)
計	-	1,695,520 (137,560)	100.00 (8.11)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等(当社代表取締役)

4. 特別利害関係者等(当社取締役)

5. 当社従業員(執行役員を含む)

6. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2023年 8 月22日

株式会社キャスト
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャストの2021年9月1日から2022年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャストの2022年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 8 月22日

株式会社キャスト
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャストの2020年9月1日から2021年8月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャストの2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年 8 月22日

株式会社キャスター
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャスターの2022年9月1日から2023年8月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年9月1日から2023年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャスターの2023年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥

当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。